



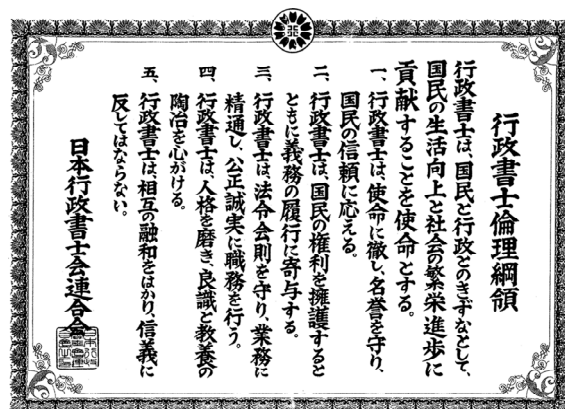
愛知

- 行政書士業務(建設業分野)におけるDX化対応を考えようin愛知
- 愛知県行政書士会 第40回親睦ゴルフ大会の開催について
- 風営適正化法に係る各種申請・届出の留意事項に関する研修会

Contents

コ ン テ ン ツ

「ボス」と「リーダー」	愛知県行政書士会 常務理事 野崎 晃	1
行政書士業務（建設業分野）におけるDX化対応を考えよう in 愛知		2
愛知県行政書士会 第40回親睦ゴルフ大会の開催について		4
風営適正化法に係る各種申請・届出の留意事項に関する研修会		4
初心者向け国際業務研修会（ロールプレイングから学ぶ危険な業務の見分け方 外国人の就労編）		5
農地法・都市計画法に関する研修会		6
静岡会による入管業務に関する講習会		6
【ADRセンター】令和6年度調停担当者会議		7
ドローンの申請業務に関する研修会		8
災害復興支援員養成講座		9
雨水浸透阻害行為許可に関する研修会（実践編）		9
「行政書士法及び行政書士法施行規則について」研修会		10
自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会		11
日本行政書士会連合会ADR推進本部 調停スキルに関する研修会		12
メディアも扱う（？）行政法 第7回 古いメディアの重要性	名城大学法学部教授 北見 宏介	13
お知らせコーナー 会報閲覧方法についてのお知らせ		15
届出済証明書有効期限の管理について（お願い）		16
ライブラリ研修動画一覧		17
初心者向け業務相談のお知らせ		19
初心者向け業務相談申込書		20
会員訪問記（碧海支部 内藤 祐滋会員）	会報委員 鈴木 景子	21
支部だより		22
事務局だより		34
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		36
コスモスあいちコーナー		43
あとがき		45



「ボス」と「リーダー」

常務理事 野崎 晃

早いもので今年も3月に入り、もうすぐ新年度を迎えます。暦年の新年とは別に、それぞれの目的に合わせて決められた1年の区切りのことを年度と言うようで、日本人にとって3月末の年度変わりは、4月1日の新年度に向けて色々な変化のある特別なシーズンです。会員の皆様やご家族にも、卒業式、入学式、進級や入社式を迎える方々がいらっしゃるかと思います。きっと桜も満開です。それぞれに不安と期待を抱えながら、しかし新しい年度が皆様にとって素晴らしき転換点となりますことを願っております。

転換点と言えば、本号をもって会員の皆様への会報の送付は原則最後になります。「デジタル社会に対応できる行政書士」という言葉は、ただのスローガンではなく、私も含め全ての会員にたいして避けることの出来ない課題です。5月号からはリニューアルされたホームページで閲覧していただくこととなりますが、引き続き会報記事をチェック下さいます様、お願い申し上げます。

さて、少し業務連絡を挟んでしまいましたが、当の私はと申しますと子供も既に社会人となり、何等イベントの無い4月1日を迎える予定です。しかしそれでは申し訳ないのでセルフ反省会をしようかと思ひます。現在は広報部長と新事業推進本部長の任にありますが、それぞれの任期も残すところ数カ月となりました。

振り返ってみると、人生の中で一番多くの方々に支えられた時間だったと感じています。新人・ベテラン問わず会員の皆様、理事役員の皆様、事務局・執行部、特に各支部の支部長をはじめ支部会員の皆様には格別の御礼を申し上げます。会員の皆様のほ

とんどが、私より会歴どころか業務経験や人生経験も豊富な中で、その責任者としての振る舞いが出来たかと考えると甚だ疑問で申し訳なく思います。

最後に タイトル回収をさせていただきます。私が判断に迷ったときに指針とした豊田章男氏の言葉があります。有名な言葉ですのご存じの方も多いかと思いますが、お読みいただけますと幸いです。

ボスは私と言う。

リーダーはわれわれと言う。

ボスは失敗の責任をおわせる。

リーダーは黙って失敗を処理する。

ボスはやり方を胸に秘める。

リーダーはやり方を教える。

ボスは仕事を苦役に変える。

リーダーは仕事をゲームに変える。

ボスはやれと言う。

リーダーはやろうと言う。

「DO」をしては失敗し、また「DO」をしては失敗する。

失敗という財産をどれだけ後輩に残してやれるか。それこそが、執行役員・幹部職の仕事ではないでしょうか。自分たち執行役員は手配とスケジュール管理だけの手配師になっていないかを振り返ってみる。部下や後輩に、「自分を超えてみろ」と言える技能が自分自身にあるかどうかを考えてみる。まずは、こうした基本的なことから始めるのだと思います。

行政書士業務(建設業分野)におけるDX化対応を考えようin愛知

建設環境部 立松 智美

日 時 令和6年12月9日(月)

午後1時～4時30分

場 所 名古屋サンスカイルーム

参加者 458名



令和6年12月9日、名古屋サンスカイルームにて、日本行政書士会連合会と愛知県行政書士会による共催シンポジウムが開催されました。オンライン参加350名、会場参加108名と全国からたくさんの参加がありました。また終了後も私たち愛知会建設環境部のもとには続々と、大変良いシンポジウムだった、参加して良かった、との声が寄せられました。改めて、当日のディスカッションの内容とこのシンポジウムが開催された意義について、振り返ってみたいと思います。

◆第1部「JCIPやってる？」

第1部は日行連許可業務部建設環境部門の川崎雅彦部員がファシリテーターとなり、同じく日行連許可業務部建設環境部門の田中秀人部員、早川忠部員(愛知会副会長)、奥村拓樹部員をパネリストとして、意見交換がおこなわれました。

・JCIPの現状～JCIPを使ってみて

JCIPによる電子申請の状況については地域差が

あること、特に愛知では郵送申請が認められているため、なかなか普及していないことが早川部員から伝えられました。さらに、JCIPが抱える様々な問題、閲覧電子化、受付印がないことによる混乱についても意見交換がされました。これまでJCIPの問題点について日行連が交渉して改善してきた経緯も紹介され、積極的に皆が取り入れていき、改善に向けて要望の声をあげることで、より使いやすいものになっていくことが伝えられました。

・JCIPのメリットと今後

次に、JCIPのメリットと今後についても語られました。行政書士としては顧客が固定化しやすい等のメリットがあげられ、そして、すでに納税証明書や監理技術者証などの情報がバックヤード連携されていることに加え、今後さらに各種の情報が紐づけされることによる企業の生産性向上、ICT活用による手続きの電子化がすすむことにふれ、行政書士は、顧客の企業が建設業界のDXに乗り遅れることのないよう、率先してそのサポートをしていく必要性が語られました。

◆第2部「CCUSで業務拡大しよう！」

第2部は、第1部の登壇者に加え、建設業振興基金の川浪信吾事務局長、CCUS認定アドバイザーの藤田麻衣子会員(神奈川会)、福田美奈子会員(静岡会)、中井英樹会員(大阪会)、柴原重太会員(兵庫会)そして、愛知会の佐藤雅子建設環境部部長、次長の立松智美もパネリストとして加わり意見交換が行われました。第2部からのファシリテーターは我々が愛知会副会長でもある早川忠部員が務められ、いつものあの流暢な語り口の進行で、会場はさらに盛り上がりを見せていきました。

・登録行政書士誕生秘話と登録行政書士の業務について

CCUS(建設キャリアアップシステム)は当初、行政書士の出番はないと言われていました。しかし、行政書士がCCUSにかかわることができるよう日行連が根強く働きかけ、そういった経緯の末にようやく「登録行政書士」制度をスタートさせることができた、その誕生秘話と苦労を田中部員が語られました。こういった先人たちの努力の末に、今、私たちは堂々と登録行政書士としてその業務ができていること、そのことが全国の行政書士に伝わったと思います。そしてその後、各地域の認定アドバイザーや

登録行政書士が日頃取り組んでいる業務について各自紹介していましたが、ここでも普及状況に地域差があること、愛知は関東に比べるとまだそれほど普及が進んでいない状況であることが浮き彫りになりました。

・現場運用～「施工能力の見える化」サポート

CCUSが進んでいる地域では、行政書士は単なる登録サポートだけではなく、その先の現場運用サポート、そしてまだ愛知ではなじみの薄い「施工能力の見える化」サポートまで行っていることが紹介されました。「施工能力の見える化」はCCUSに蓄積された情報をもとに企業評価を行うしくみで、将来的にはこの制度で高い評価を受けた企業が選ばれるようになるだろうということが語られました。

・CCUSの将来について

今後CCUSは施工体制台帳の作成・技術者・契約管理等、現場の最初から最後まですべての情報がそこに集約され蓄積していくようになります。今、企業または行政書士によっては、工事台帳や請求書で工事を一つ一つ拾って作成している工事経歴書や、技術者の実務経験の情報がCCUSから簡単に取り出せる、そして経審に必要な情報もCCUSからわかるようになる、そんなCCUSを中心とした業務になるかもしれない未来。それは、このまま今まで通りの業務をただ淡々と行っていくだけでは、取り残されるかもしれない未来でもあり、行政書士は積極的にCCUSに関与していく必要性が語られました。

◆第3部「共創の時代、建設業界の未来を語ろう！」

第3部は引き続き早川忠部員をファシリテーターとし、第2部の登壇者に加え、日行連の高尾明仁副会長、日行連許認可業務部の村山豪彦部長をパネリストとしてお迎えし、事前質問と会場参加者からの質問に回答するかたちで、さらに深い意見交換が行われました。

そして、これからの行政書士に求められる能力について、日行連許認可業務部建設環境部門の池垣真理子次長が、これからの行政書士は、人間でないとできないこと、すなわちより会社の状況を理解し後押しすることができるスキルが求められる、会社に寄り添い、会社とともに夢を実現することができる行政書士が求められていくだろうということを語られました。

◆シンポジウムの意義

今回のシンポジウムは、DXといってもどんな未来がやってくるのか漠然としていたところに、具体的な未来像をしめしてくれました。そして、愛知で開催されたことで、関東に比べて愛知の建設業務のDX普及がそれほど進んでいないという点を皆に認識させて、危機感を与えてくれました。

今後、確実に世界が変化していく中、私たち行政書士は今までのような入口のサポートだけをしていくのではなく、その先にあるサポートまで継続してできるようにならないと取り残されていくかもしれない、そして取り残されないためには私たちは何をしなければならないか、顧客とどのようにかわっていくべきなのか、そのことについて改めて考えさせられました。

今回は建設業分野におけるDXを具体的なテーマとしていましたが、AI活用、DXによる手続きの変化は、他の業務においても無関係ではないはずです。建設業業務を取り扱っている、いないにかかわらず、参加者すべてが今後の各自の仕事の仕方、方向性について、深く考えるきっかけになったシンポジウムであったと思います。

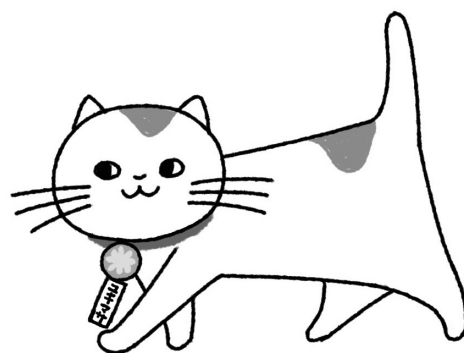
■書籍紹介■

「建設業法と建設業許可」

行政書士による実務と解説 第3版

日本行政書士会連合会編（日本評論社）

発刊しました！令和6年建設業法改正に対応。承認認可制度、JCIP、CCUSも詳しく解説しています。ぜひお買い求めください！



愛知県行政書士会 第40回親睦ゴルフ大会の開催について

総務部 早川 忠

日 時 令和 6 年11月21日(木)

場 所 セントクリークゴルフクラブ

出席者 30名



令和 6 年11月21日、穏やかな気温のうえ、まったく風もないなかで、第40回愛知県行政書士会親睦ゴルフ大会が開催されました。

今回は、過去に女子プロのトーナメントも開催された豊田市のセントクリークゴルフクラブにおいて、総勢30名の会員が参加しました。

開会セレモニーでは、竹田会長の挨拶とルール説明の後に、さっそくコースに出て中村美帆子常務理事と河原宏知多支部長により盛大に始球式が行われました。

ジャック・W・ニクラウス設計のトーナメントコースに苦戦しながらも、無事に全員ホールアウトした後、表彰式が行われました。

本年は、昭和・知多の各支部より産地名産の一品が賞品として提供されました。個人戦では、ニアピン賞等の特別賞の他、会長賞をはじめ各順位賞が盛り上がりのなか発表され、優勝は知多支部の幾世偉久会員が受賞されました。幾世会員には副賞として、「黒毛和牛しゃぶしゃぶ・すき焼き用」1kgが贈呈されました。

普段あまり交流のない会員同士でも、このゴルフという特別な空間においては、とても和やかな雰囲気になり、楽しい時間はあっという間に過ぎてしまいました。プレイはもちろん表彰式も大変盛り上がり、大いに親睦を深めあうことができました。

今後も多くの方のご参加をお待ちしています。

風営適正化法に係る各種申請・届出の留意事項に関する研修会

法人経営部 牧野 昌浩

日 時 令和 6 年11月26日(火)

午後 2 時～ 4 時20分

場 所 愛知県行政書士会 3 階会議室

講 師 愛知県警察本部生活安全部保安課職員

内 容 (1) 風俗営業の現状について
(2) 真正な書類の作成について
(3) 業務上の留意点について

参加者 40名



研修は 3 部により構成され、まず第一部として県警生活安全部保安課職員より風俗営業を取り巻く現状についてのお話がありました。第二部以降は許認可業務にかかる各論の説明となり、真正な書類を作成する点について及び実際の書類の作成や立ち合い検査についての具体的な注意点についての解説がありました。

研修の最後に、許認可業務の専門家であるはずの行政書士がその仕事への取り組み方によっては行政の足手まといとなったり、本会へ苦情をいただくようなことになってしまったりしてしまいます。業務の際は知識を深めてください、と締めて研修を終えました。

なお、この研修は毎年愛知県警より講師をお迎えして行われるもので、講師の都合によりオンラインやオンデマンドでの配信がありません。風俗営業の許可業務に取り組んでいる会員のみなさんにおかれては次年度以降できるだけご参加いただけますようお願いいたします。

初心者向け国際業務研修会(ロールプレイングから学ぶ危険な業務の見分け方 外国人の就労編)

国際部 後藤 剛志

日 時 令和6年10月24日(木)

午後2時～4時

場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講 師 国際部部員、委員

内 容 『ロールプレイングから学ぶ危険な業務の見分け方～外国人の就労編～』

参加者 37名



国際部では昨年より、「ロールプレイングから学ぶ危険な業務の見分け方」をテーマとした寸劇型の研修会を行ってきました。今回の研修会では、身分系在留資格を題材とした寸劇第1弾が好評であった

ことから、就労系を題材とした寸劇第2弾が行われました。

今回の寸劇においては、2つの事例が取り上げられ、国際部のメンバーが行政書士役、日本人経営者役、外国人役に分かれて、実際に体験した入管業務の面談の様子を再現しました。

各寸劇が終わると、6～7名ごとに分けられたグループ内で問題点と改善点が話し合われた後、グループの意見発表が行われました。発表では、留資格該当性の確認がなかった、ヒアリング不足だ、毅然とした態度で臨むべきだといった意見が出され、どのグループも真摯に研修に取り組まれていたことが印象的です。

終盤には、研修の参加者が行政書士役として寸劇に加わり、シナリオのない中で、面談の疑似体験をされました。参加者も一体となって研修を盛り上げて下さいました。

今回を含めて合計3回のロールプレイング(寸劇)が行われましたが、毎回活発に名刺交換が行われ、会員同士の繋がりを増やす有意義な機会となっているように思います。

簡単に情報を得ることができる時代ではありますが、事実から問題点を発見する能力、人に説明できる能力を習得することは容易ではなく、今回のような能動的に乗り組む姿勢が求められる研修会が実務に役立つ能力を得る機会となれば幸いです。

ちょっとひと息 「震度・マグニチュード・地震情報について」

Q 兵庫県南部地震のマグニチュード(M)で、M7.3と書いてある資料と、M7.2とある資料がありますが、どちらが正しいのですか。

A 2003年に気象庁ではマグニチュードの改訂を行い、計算式を改良しました。

兵庫県南部地震のMは当初M7.2でしたが、この計算式に従って再計算を行い、M7.3に改訂しました。(兵庫県南部地震など、1994～2001年の間に発生した顕著な地震は先行して2001年4月に改訂し、その他は2003年9月に改訂を行っています。)

古い資料や古い資料をそのまま引用している資料には、M7.2のままのものがあると考えられます。

Q 気象庁ホームページへの地震情報の掲載が遅いと感じますが早くならないでしょうか。

A 気象庁ホームページにおける地震情報の掲載について速やかに実施していますが、コンテンツの作成や構成するサーバの更新等に一定の時間を有することから、情報の掲載に一定程度の時間がかかることがあります。今後も迅速な掲載に努力して参りますが、運用の安定性等から限界があることについてご理解の程お願いいたします。また、気象庁の情報は気象庁ホームページだけでなく、テレビやラジオ等様々な方法で受け取ることができます。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

農地法・都市計画法 に関する研修会

土地利用部 山本 真基

日 時 令和 6 年11月29日(金)
午後 2 時～ 4 時15分
場 所 愛知県行政書士会 3 階会議室
講 師 愛知県農業水産局農政部農業振興課
主事 近藤 一太郎氏
愛知県西三河建設事務所建築課
技師 岡田 也実氏
内 容 第一部「農地法の概要（第 3 条、4 条、5
条許可等）及び転用許可申請のオンライン
化にかかる状況について」
第二部「都市計画法における開発許可と建
築許可について」

参加者 153名



第一部「農地法の概要（第 3 条、4 条、5 条許可等）及び転用許可申請のオンライン化にかかる状況について」では、農地法第 3 条、4 条、5 条、その他の申請手続きについて、わかりやすい表などで整理された資料に基づきご説明いただいた。令和 7 年 3 月に予定されている地域計画や、オンライン化に向けた現状の課題等についても触れていただき、非常に有意義な研修内容であった。第二部「都市計画法における開発許可と建築許可について」においては、許可基準、添付図書、申請スケジュールについてご説明いただき、改めて申請手続きについて再確認することができた。

静岡会による入管業 務に関する講習会

国際部 蓬田 悦子

日 時 令和 6 年12月12日(木)
午後 2 時～ 3 時30分
場 所 愛知県行政書士会館 3 階会議室
講 師 名古屋出入国在留管理局各担当部門職員
内 容 『入管業務全般に関する質問についての回
答及び解説』
参加者 22名



今回は静岡会主催の研修を愛知会会場でオンライン配信にて受講する形の講習会を開催しました。

在留資格等入管業務全般に関する質問は事前に静岡会を通じて名古屋出入国在留管理局に提出され、オンラインで入管担当者が質問に対する回答、解説をされました。

入管業務全般に関する質問が49個提出され、名古屋出入国在留管理局の審査管理部門、就労審査部門、留学審査部門、研修・短期滞在審査部門、永住審査部門の各担当者が担当部署に関する質問に回答されました。個別具体的な質問が多かったため、入管職員からは、ガイドラインを参考に、個々の状況に応じて判断する必要があるとの回答もありましたが、今後申請する際に参考となる回答も多く、入管の判断基準を知る良い機会になりました。また最後に審査管理部門統括より、申請取次行政書士に関する注意喚起がありました。

愛知会としては初めての講習形式でしたが、これを機に他会と連携を取り、会員の方々に有益な情報を提供できる研修会を開催したいと思います。

【ADRセンター】令和6年度調停担当者会議

ADRセンター愛知運営委員 中川 美加

日 時 令和6年12月2日(月)

午後1時～5時

場 所 愛知県行政書士会3階会議室

内 容 『令和6年度調停担当者会議開催と法務省
主催ADRフォーラム視聴』

参加者 11人



ADRセンター愛知では、調停担当者による全体会議及び法務省主催のADR（ODR）オンラインフォーラム視聴を行いました。

センター長による事業活動報告や日行連ADR推進本部活動報告、担当者による広報PR活動報告等のうち、特定和解（ADR調停で合意された条項に執行力が付与される制度）導入に関して参加者間で積極的な議論が行われました。

またODRを推進する法務省や法テラス、日弁連等

のODR実施状況報告を視聴。ODRの最先端を知る大変貴重な機会となりました。

ADRセンター愛知の認知度アップのために

会員の皆さんはADRをご存知でしょうか。もしかしたら愛知県行政書士会にADRセンターがあることすらご存じない方もいらっしゃるかもしれません。

ADRのイメージを掴んでいただくための事例：散歩中に飼い犬が通りすがりの近所の方を噛んでしまったケース。被害者が怒り心頭だったとしても今後のご近所づきあいを考えると強く出ることは難しい。とはいえ謝罪や破れた衣服の弁償くらいはしてほしい…このようなケースではADRセンターが調停期日を設定、飼い主と被害者の話し合いがスムーズに進むようお手伝いをして、当事者が納得できる解決を図っていきます。勝ち負けではなく当事者が納得して終わる点がポイントです。

ADRセンター愛知の取組みについては定期的に伺っている警察署や市役所から評価をしていただき、案件のご紹介もいただいています。しかし県民の皆さんの認知度は決して高いとはいえません。少しでも多くの方にADRの存在を知っていただき活用していただきたいと思います。そこで会員の皆さんにお願いします。ADRセンター愛知では4つのテーマ（ペットトラブル・自転車事故・外国人・居住用賃貸借問題）について調停を行っています。これらのテーマでお困りの顧客やお知り合いの方に紛争解決手段の一つとしてADRをご提案ください。ADRセンター愛知の認知度アップのために皆さんのご協力をお願いします。

ちょっとひと息「台風について」

Q 台風の進路に関係する偏西風の状況が分かるページはありますか？

A 台風の進路に影響を及ぼすような「偏西風」の実況や予想は、気象庁ホームページに最新の図を掲載しており、12時間ごとに更新しています。実況は、高層天気図をご覧ください。偏西風の位置は、高層天気図で帯状に風速の大きい領域に対応します。例えば200hPa（上空約12km）の天気図を表示するには、9時のものは「00UTC」を、21時のものは「12UTC」をクリックしてください。200hPaの等高線が実線で、等風速線が破線で示されています。また、矢印でジェット軸が示されており、これが偏西風の位置ととらえていただければと思います。予想は、数値予報天気図をご覧ください。250hPa、300hPa、400hPa、500hPaの24時間後の風速分布予想図があり、参考になるとと思います。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

ドローンの申請業務に関する研修会

運輸交通部 神谷 祐一

日 時 令和6年12月4日(水)

午後2時～4時

場 所 愛知県行政書士会 3階会議室

講 師 中央支部 高桑 郁子会員

豊田支部 都築 友子会員

内 容 『業務展開につながるドローン活用術、申請手続の現状と違反事例等』

参加者 106名



※研修会終了後、ドローンより撮影した写真

運輸交通部としてドローンの飛行許可申請について、これから業務に取り組む会員に向けた内容で研修会を開催しました。

今回は前後半制にて開催し、前半で中央支部の高桑郁子会員から「ドローンの現状と基礎知識」、後半で豊田支部の都築友子会員から「ドローンに関する申請手続」について、機体登録手続きや飛行許可承認申請を行う際の注意点や、基本的な考え方を交えて、パワーポイントにて実際の申請画面を交えて説明がなされました。

前半の高桑会員からは航空法における無人航空機とはから始まり、法律改正のスケジュール、ドローンの活用事例の紹介、無人航空機の登録制度について、無人航空機操縦者技能証明の取得方法、許可が必要な空域についてなどの説明がなされました。

後半の都築友子会員からはドローン情報基盤システム（DIPS2.0）によるオンラインでの申請を実際の画面を用いてログイン画面から入って申請方法について作成のポイントについて説明がなされました。

ドローンの飛行許可申請は新しい業務の一つで、これから需要が高くなっていく業務であります。

事故や違反事例から事業者も法令遵守の意識が高まっており、正しく事業者を導いていくことのできる行政書士の必要性も高まっていくと思われます。

運輸交通部では車両登録業務やドローン業務などこれからまだまだ需要の高くなっていくであろう業務がたくさんあるため、積極的に有意義な研修会を引き続き開催していく予定です。

ちょっとひと息 「制度全般について」

Q 相続登記の義務化とは、どのような内容ですか？

A 相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割（相続人間の話し合い）で不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、遺産分割の内容に応じた登記をする必要があります。

Q いつまでに相続登記をすればいいですか？

A 不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしていただく必要があります。

また、令和6年4月1日より前に相続した不動産で、相続登記がされていないものについては、令和9年3月31日までに相続登記をしていただく必要があります。

出典：法務省HP「相続登記の申請義務化に関するQ&A」より

災害復興支援員 養成講座

新事業推進本部 貝田 和美

日 時 令和6年12月6日(金)

午後2時～4時

場 所 愛知県行政書士会 2階3階会議室

講 師 東三支部 松本 浩一会員

海部支部 大村 栄一会員

参加者 122名



本講座は、災害時に行政機関からの要請に応じ、被災者一人ひとりの復興を支援するための相談や行政手続に協力できるよう知識を得、研鑽を積むことを目的としています。第1回目となる今回は、実際に災害時の手続を経験した会員による「罹災証明」と「公費解体」についての講義となりました。

第1部では、東三支部の松本浩一会員が令和5年東三河豪雨における経験と罹災証明書交付申請などの手続について説明がなされました。実際の申請書を用いた記載の仕方、また現場の被害状況の写真の撮り方など、依頼者の状況も交えながらのお話は、災害時の緊張感も感じ取れるものでした。

第2部では、海部支部の大村栄一会員が令和6年能登半島地震の後、愛知県行政書士会から輪島市へ派遣された際の経験と公費解体についての説明がなされました。公費解体は被害を受けた建物を所有者の申請に基づき市町村が解体・撤去するものですが、対象となる条件や申請書類等の説明と現地の自治体や仮設住宅の状況などをお話いただきました。

1部2部とも実際の現地の状況を体験した会員から生の声を聴くことができ、災害時の切迫した空気を少なからず感じました。今後、災害復興支援員養成講座は継続して開催される予定です。手続上の知識を得ることと併せて、災害時の現地に関わる心構えを持てるようにと考えます。皆さんも、是非継続して受講していただきます様、お願いいたします。

雨水浸透阻害行為許可に 関する研修会（実践編）

土地利用部 浅井 勝己

日 時 令和6年12月19日(木)

午後2時～4時15分

場 所 愛知県行政書士会 3階会議室

講 師 内山 克典会員（尾張支部）

内 容 『雨水浸透阻害行為許可申請について（システムを使用した計算手順等）』

参加者 59名



定刻になり、勝田部長の開会のことばの後、伊福副会長の挨拶があり、続いて河本次長から講師の紹介があり、その後講義が始まりました。

今回の研修会は8月に行われた研修会の続編という位置づけで、実務に直結した内容でパソコンを実際に利用しながらの研修でした。

前半は、雨水浸透阻害行為許可申請が必要になるかの判断方法について、確認する事項であったり、必要となる区域の確認だったり、またこれらの調査方法を示していただきました。その後、県のホームページにある申請図書の様式を利用し、申請データの作成方法を講義していただきました。

後半は、例題を示して実際に申請データの作成を行いました。受講した会員の中にはパソコンを持参し、実際に自分でデータを作成する会員もいました。講師の先生がいつも作成している方法でデータを作成していただいたので、その流れがよく理解できたのではないかと思います。

冒頭に、講師の先生から今回の内容は初級者用であり、また、実務経験の少ない方用であるとの言葉がありました。目の前で申請データの作成を実践していただき、これからこの業務に取り組もうと考えている会員にとっては、とても参考になる研修であったと思います。

「行政書士法及び行政書士法施行規則について」研修会

総務部 佐貫 美抄

日 時 令和6年12月13日(金)

午後2時～4時

場 所 愛知県行政書士会館 3階会議

(オンライン配信)

講 師 日本行政書士会連合会 法規監察部

有賀 一雄部長、林 幹部員

内 容 『行政書士法及び行政書士法施行規則について』

参加者 129名

行政書士法には、我々行政書士が守るべき義務や業務を適正に行うための規律が定められています。

業務を行う上で基本となる行政書士法について、日本行政書士会連合会法規監察部より、有賀一雄部長、林幹部員にお越しいただき、研修会を行いました。

第1部では、有賀部長より、行政書士法について、成立からこれまでの改正のあゆみを中心にお話しいただきました。

行政書士法のあゆみは、すなわちこれまでの行政書士の役割や規範の変遷にほかなりません。

行政書士法を理解するうえで、基本となる事項ではありますが、これまでの変遷となると、案外ご存じない会員もいらっしゃるのではないのでしょうか。現在の法を理解するうえで、非常に役立つ内容でありました。

休憩をはさみ第2部では、林部員より、行政書士法及び行政書士法施行規則について、具体的な法解釈の先例について、豊富な資料を基に解説いただきました。

先例については、過去に単位会等から寄せられた具体的事例について、都道府県や連合会から公式に回答されたものであり、行政書士法および施行規則の解釈についての一定の指針ともいえるべきものです。

お話しいただいた先例は、行政書士法人や補助者の役割等、具体的事例について非常に示唆に富む内容で、お話の内容はもちろん、先例の豊富な資料も貴重な内容であったかと思います。

有賀部長が第1部の最後にお話しになった、士業の善管注意義務について「行政書士は国家資格に基づく高度専門職であるため、専門家として高度な注意義務が要求される。すなわち、業務の遂行に関連する法律・法令・通達等すべて正確に把握していることが必要である」我々は「知らなかったでは済まされない」ことを改めて肝に銘じ、基本となる行政書士法について学んだ今回は、非常に貴重な機会となったのではないのでしょうか。

師走の時期に、オンライン含む129名という参加者の数が、会員の関心の高さを表していると思います。

そして、業務の上で判断に迷ったら、ぜひ行政書士会にご相談いただければと思います。豊富な先例や先達の経験からのご回答、また連合会にお諮りすることもできますので！

ちょっとひと息 「過料について」

Q 過料が科される場合の流れを教えてください。

A 次の(1)から(3)までのとおりです。

- (1) 登記官が、義務違反を把握した場合、義務違反者に登記をするよう催告します（催告書を送付します。）。
- (2) 催告書に記載された期限内に登記がされない場合、登記官は、裁判所に対してその申請義務違反を通知します。
ただし、催告を受けた相続人から説明を受けて、登記申請を行わないことにつき、登記官において「正当な理由」があると認めた場合には、この通知は行いません。
- (3) (2)の通知を受けた裁判所において、要件に該当するか否かを判断し、過料を科する旨の裁判が行われます。

出典：法務省HP「相続登記の申請義務化に関するQ&A」より

自動車保有関係手続き のOSSに関する研修会

運輸交通部 勝野 真樹

日 時 令和 6 年12月18日(水)

午後 2 時～ 4 時20分

場 所 愛知県行政書士会 3 階会議室

講 師 運輸交通部 佐藤 友哉次長
公益財団法人自動車情報利活用促進協会
情報企画部情報企画課 高田 悠暉様

内 容 第一部『OSSで可能な手続きと業務全体の
流れ（移転登録実例を交えて）』
第二部『OSS申請の始め方、導入手順、デ
ータ入力について』

参加者 112名



運輸交通部による自動車保有関係手続きOSSに関
する研修会を二部制方式にて行いました。

今回の研修はOSS申請をこれから始めたい会員の

ための基礎的な内容に加え、OSSのシステム自体の
課題等を様々な角度から知ることができる内容のため、
行政書士会員のみならず、国土交通省物流・自動
車局自動車情報課及び、中部運輸局の関係者様にも
ご参加いただきました。

第一部は運輸交通部の佐藤会員より、OSS申請の
ための準備や実例を交えたOSSの手続実務の流れに
ついての説明がされました。ハード面の準備内容や、
経験ならではの実務上のポイントがふんだんに盛り
込まれ、特にこれからOSS申請を検討する会員にと
っては非常に有意義な内容でした。

第二部は公益財団法人自動車情報利活用促進協会
の高田様より、AINASを利用したOSS申請の始め方
や導入方法、実際の入力実務についてのご説明をい
ただきました。AINASがOSS申請を安全かつ効率
的に利用できるプラットフォームとしての役割である
ことや、直近の全国のOSS普及率等をふまえながら、
マイナカードや書類の電子化等、よりよいサービス
利用には、更なる社会基盤の発展が課題の一つであ
るという現実も知ることができました。

また、最後に連絡事項として中部運輸局自動車技
術安全部管理課 山内様より、実際の手続時の混雑
緩和のための注意点等をご説明いただきました。

愛知県行政書士会運輸交通部は今後もデジタル化
促進に対応したOSS申請や記録事務代行の普及を積
極的に行っていく方針です。

ちょっとひと息 「制度全般について」

Q 相続登記が義務化されるのはなぜですか？

A 所有者が亡くなったのに相続登記がされないことによって、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生ずるなど、社会問題となっています。

この問題を解決するため、令和 3 年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Q 相続登記の義務化が始まるのは、いつからですか？

A 相続登記の義務化は、令和 6 年 4 月 1 日から始まります。

ただし、令和 6 年 4 月 1 日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。

出典：法務省HP「相続登記の申請義務化に関するQ & A」より

日本行政書士会連合会ADR推進本部 調停スキルに関する研修会

～第一部 杉山本部長と愛知県行政書士会竹田会長との対談～

日 時 令和7年1月27日(月)

午後1時30分～1時50分

場 所 愛知県行政書士会3階会議室

テーマ 『愛知県行政書士会の災害時における取組とADRとの関わり』



日本行政書士会連合会裁判外紛争解決手続(ADR)推進本部による、「令和6年度調停スキルに関する研修in愛知」が愛知県行政書士会(以下「愛知会」という。)にて開催されました。

研修会前半では、日行連ADR推進本部杉山久美子本部長と愛知会竹田勲会長による対談が実施されました。日行連の対応や愛知会の取り組みについての紹介と共に、昨今頻発する大規模災害発生時のADRの活用についても話が及びました。

まず、愛知会における取り組みとして、各自治体と締結した協定書に基づいて、愛知会災害対策マニュアルを整備し、各支部へもマニュアルを配布し、各自治体と現場レベルの連携強化をお願いすると

もに、派遣相談員のレベルアップにも取り組んでいること。また、愛知県防災局課長級担当者会議へ愛知会災害対策担当者を派遣し、愛知会における災害対策、協定締結状況などについて説明し、今後の連携強化と拡充のための活動への協力を依頼していること。さらに、岡崎市とは災害マネジメント協定を締結したこともあり、単に相談員を派遣することに留まるのではなく、相談者のニーズにどのように応えるかについてまで寄り添える相談員を育成するため、愛知会による災害復興支援員養成講座が開講され、現場での即戦力としての支援員の養成に今後一層力を入れていくことが紹介されました。

また、竹田会長は現在日行連副会長を兼務していることから、日行連の取り組みや災害支援の基本スタンスなどにも言及され、内閣府との協定締結に伴う日行連の対応に愛知会も迅速に呼応できる体制の構築を進めていることのお話がありました。

愛知会ではすでに、復興支援員とADRセンターからの手続実施者候補者を派遣するという二元体制が整いつつあり、日行連において災害時ADR本部が立ち上がった際にも、資質保持された人員派遣に貢献できると考えているとのこと、日行連への協力のもとより、近隣県への支援についても積極的に対応していくとの考えも述べられました。

杉山本部長からは、日行連として、災害支援を全国展開できる仕組みがあると災害支援の新たな形になるのではないかと期待と、その中でADRに携わっている会員に対してもトレーニングにより身につけた、スキルを活かして、被災された方の心に寄り添い、ニーズを掴むことができるとの期待を寄せられていました。

限られた時間ではありましたが、行政書士が復興支援に実効性のある体制づくりと人材の活用に大いなる期待を感じられる対談でした。

ちょっとひと息 「過料について」

Q 過料の金額はいくらですか？

A 通知を受けた裁判所において、要件に該当するか否かを判断し、過料を科する旨の裁判が行われます。過料は、10万円以下の範囲内で裁判所において決定されます。

出典：法務省HP「相続登記の申請義務化に関するQ&A」より

メディアも扱う（？）行政法

第7回 古いメディアの重要性

名城大学法学部教授 北見 宏介

若い会員の方にとっては全く聞いたことがない用語かもしれないが、「ニューメディア」という言葉が盛んに用いられていたのはいつごろであろうか。新聞やテレビ・ラジオ等の旧来メディアに対して、こんなこともできる、といった形で未来の夢を語るように技術進展が注目されていた。本連載も、ニュース・メディアとしてのインターネット上で見つけた記事をネタにするものであるが、お手軽に探す作業を経て、結局のところ参照しているのは、旧来メディアのものである。原意通りであればメディアは媒体なのであり、ニコラス・ルーマンによれば貨幣のほか愛や真理、そして権力もコミュニケーションメディアである。行政法も権力の一形態であり、この連載のネーミングもあまりよくなかったかと考えたりもしている。

今回は、ドがつく旧来メディアである書籍を扱うことにしよう。すでに会員各位であればご存じかもしれない、行政書士に密接に関わるものである。

■橋本博之・日本行政書士会連合会〔編〕

『行政手続の理論と実務』（日本評論社、2024年）

ISBN978-4-535-52804-8

◆行政書士制度に関する研究会

筆者は知らなかったことであるが、日本行政書士会連合会では、2022年に「行政書士制度に関する研究会」が立ち上げられており、現在まで定例的に開催されている。研究会のメンバーは行政書士と法律学研究者であり、編者の1人である橋本博之教授が座長を務めている。橋本教授の研究業績には共著による行政不服審査法の解説書もあり、民主党政権期における行政不服審査制度の検討では中心にいた研究者でもある。この本はメンバーのうち11人の論文を収める、研究会の研究成果を示すものである。

いずれの論文も興味深いものであるが、ここでは

伊藤智基准教授による論説「法律に強く、法律を使おうとする行政書士像——審査基準・ガイドラインに拘泥することなく、国民の権利利益を実現する行政書士とは——」（157-72頁・以下、「伊藤論文」）を紹介する。この論文の特色は、著者自身が行政書士に依頼した際の経験も交えつつ、あるべき行政書士の姿を指摘している点にある。

◆伊藤論文の概要

伊藤論文の目次は次のようなものである。以下ではカッコ書きで対応する節を掲げながら、論文の概要に触れる。

- I はじめに
- II 考察の手がかり
- III 法律に強く、法律を使おうとする行政書士
- IV 行政書士であれば本来ここまでできるはず
- V 身につけるべき法的素養
- VI 想定される疑問とそれに対する回答
- VII おわりに

伊藤論文では考察の手がかりとして、行政職員の3モデルを用いて、行政書士のありようとして3つの形態がありうるとする。それが、

- ①法律に弱く、法律に使われる行政書士
- ②法律に強く、法律に使われようとする行政書士
- ③法律に強く、法律を使おうとする行政書士

である。③の行政書士は、「法学の知識や理論を知っていて、しかもこれを業務に活用する姿勢をもっている行政書士」であり、「時代がどのように変わろうとも」、「『国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資する』行政書士というのは、③に該当する行政書士である」ことを指摘する（Ⅱ）。

これに対して①②の行政書士は、「法律に使われる、したがって、形式的な法律論に左右されてしまう。こうした①②の行政書士が、「漫然と審査基準

やガイドラインに沿うことだけを念頭に置いて行政書士として活動することは、『行政に関する手続の円滑な実施に寄与』していることは確かである」としつつも、伊藤論文では、行政書士たる専門スキルを「もっと発揮する余地がある」とする。そして、「審査基準やガイドラインには解釈の余地があることや、また審査基準やガイドラインとは異なる取扱いがなされることが場合によっては許容されることを念頭に、依頼者の要望のために行政と対峙し交渉することできる」ような③の行政書士が、『国民の権利利益の実現に資する』行政書士の姿ではないかと論じられる（Ⅲ）。

著者には行政書士に依頼を行った経験がある。ところが、ここでの行政書士が①②のように「審査基準やガイドラインのいいなり」であったために、著者自身が担当課との交渉に乗り出し、望むとおりの結果を得たという。しかし著者は、③の行政書士であればこの結果を十分に達成可能であったとし、依頼した行政書士にそうした仕事ぶりを期待したかったところであったことも述べる（Ⅳ）。著者がこの交渉において用いた知見は、「審査基準・ガイドラインの法的性質の理解」、「法解釈の素養」等であった。その解説がなされるとともに、これらが③の行政書士にとって「身につけるべき法的素養」とであると指摘される（Ⅴ）。

筆者によって行われた交渉が、いわゆる対行政ハラスメントにならないか、といった点をはじめとした「行政機関（担当課）との関係性」、「行政書士の負担増」、「特定行政書士でなければならないか」という諸論点についても丁寧に追加的なコメントもなされている（Ⅵ）。

◆伊藤論文から学ぶこと

論文内の①②そして③の行政書士像は、もともと行政職員に関して示されていたものである。「〔よくわからないけど〕こう書いてありますから」のごとく、なぜ法律がこうした規定を置いているのかといった点に一切思考をめぐらせようとししない職員のような、「法律に使われ」る行政職員に接した経験をお持ちの読者の方もいるかもしれない。また、そもそも法律の条文を参照しようとししない、「法律に使われ」る職員にも達していない職員もいるだろう。しかし、ひるがえって、行政書士各位はいかがであ

ろうか。伊藤論文は、自らの経験も踏まえてこの点を鋭く突く。

「だって、伊藤先生は行政法の研究者だもの」といった感想を抱く読者がいることも想定されるだろうか。この点も、伊藤論文の形式を参考にコメントを行っておこう。確かに著者は気鋭の行政法研究者であり、その能力の高さは別の論文を読んでも瞭然としている。しかし、依頼者の目からみて行政書士は法の専門家であり、その能力は高いほどいい。著者のレベルの高さは、常に審査基準やガイドラインのいいなりになることが行政書士の標準であるとし、そのレベルにとどまることを選択する理由には決してならない。著者が、③の行政書士であれば自身と同じことが「できるはず」、という評価をしている点も意識すべきであろう。

また北見の見解との関係でもう1つコメントをすると、伊藤論文は、③の行政書士は特定行政書士に限って求められるわけではないとする。著者が行った交渉内での主張のエッセンスは、審査請求の局面での主張のあり方と重なり合う。特定行政書士にとっても、審査請求の局面で意識すべき事項を申請局面で用いることも考えるべきであり、特定行政書士の資格を得ることには、申請局面での能力向上という意味も認められるだろう。特定行政書士ブラッシュアップ研修内で北見が述べていることである。

◆おわりに

この本には、「デジタル社会を見据えて」というサブタイトルが付されている。行政書士に限らず、士業にとってデジタル対応は重大な課題である。もっとも、かつての「ニューメディア」に相当するデジタル媒体が新たに介在することになっても、そのことで、行政との関係から法という媒体が消え去るわけではない。申請過程において、③の行政書士と、③の職員が、「法」という媒体をめぐるやりとりをすることが、伊藤論文で述べられるとおり「時代がどのように変わろうとも」求められよう。手にしておくべき旧来メディアの1冊である。



Information for Members — お知らせ —

【重要】

会員各位

会報閲覧方法についてのお知らせ

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、広報事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和6年5月号及び7月号におきましてお知らせいたしました通り、令和7年5月号より会員の皆様にはホームページでの閲覧を原則とし、ネット環境が整わないなどの理由で閲覧が出来ない方のみ、例外的に郵送を行います。

1 ホームページでの閲覧について

かねてよりホームページで閲覧いただけるよう

掲載しておりますが、あらためて掲載場所を

ご案内いたします。

○掲載場所 本会ホームページ→会員ページ内→会報



(会報掲載ページ二次元コード)

2 会報冊子の郵送について

郵送を希望される方は、下記により事務局宛にFAX（052-932-3647）

または郵送にてお申込みください。※お電話でのお申し込みは受付いたしません。

○申込用紙 本会ホームページ→会員ページ内→ライブラリ→本会提出書類・様式

昨年5月号において会員の皆様にお知らせし、約1年間の経過期間をいただきました。その間にも印刷費用の高騰、送付郵送費の値上がりなどにより、会報のみならず様々な媒体がペーパーレスへと移行しています。

「行政書士制度の発展と未来を見据えた広報活動」を基本とし、会報記事についても会報委員会とともに更なる充実を行います。

なお、本会のホームページの刷新作業中です。新しいホームページとともに、是非会報を一読くださいますよう、お願いいたします。

広報部

愛行発第624号
令和7年1月23日

届出済行政書士会員 各位

愛知県行政書士会
会 長 竹 田 勲
申請取次行政書士管理委員会
委員長 中 山 圭 登

届出済証明書有効期限の管理について（お願い）

届出済行政書士会員各位におかれましては、日頃より「愛知県行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則」及び「愛知県行政書士会申請取次行政書士管理委員会事務処理規程」を遵守され業務に従事されていることと存じますが、届出済証明書の更新手続きにおいて、更新時に必須の研修会が未受講により更新ができない事例が散見されます。

届出済証明書の有効期限について、当会から個別にご案内等はいたしません。各自で管理のうえ、受付期間内に更新手続き書類をご提出ください。

受付期間が過ぎますと更新が出来ませんので、十分ご注意ください。

更新手続きについて

- (1) 受 付 期 間：有効期限が満了する月の4箇月前から2箇月前の20日まで
(20日が土日祝の場合は、前日の事務局開局日まで)
- (2) 必須の研修会：①愛知県行政書士会申請取次行政書士管理委員会が指定する研修会
掲載場所：当会ホームページの「会員ページ」→「本会研修会情報」
※例年5月、8月、11月、2月各月前半に開催。
開催1箇月前頃にホームページに開催案内を掲載します。
次回は2月5日(水)開催を予定、ホームページに掲載しております。

②日本行政書士会連合会が指定する研修会
掲載場所：日本行政書士会連合会ホームページの「会員ログイン」
→「研修・セミナー」→「申請取次関係研修」

※申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。
余裕をもってご受講ください。
※適宜、ホームページをご確認ください。
- (3) 提 出 書 類：当会ホームページの「会員ページ」→「ライブラリ」→「本会提出書類・様式」→「申請取次」に掲載

研修会動画一覧

ライブラリ研修：会館にて視聴していただきます。事務局（TEL：052-931-4068）までご連絡ください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】－【ライブラリ】－【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

（令和7年1月27日現在）

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2		650	R 5.12.15	総務部実務研修会	○	○
3		663	R 6. 7.31	メンタルケア「自分のメンタルをどう守っていくか」に関する研修会（私法部と合同）	○	○
4		695	R 6.12.13	行政書士法及び行政書士法施行規則についての研修会	○	○
5	建設環境部	607	R 4. 2. 7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	○
6		620	R 4. 9.29	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
7		623	R 4.11.29	建設環境部業務研修会	○	○
8		627	R 5. 1.25	建設業関係業務履修講座	○	○
9		638	R 5. 8.30	建設環境部業務研修会	○	×
10		645	R 5.11.17	建設環境部業務研修会	○	○
11		652	R 6. 1.17	テーマ別建設業実務研修会（第2回）	○	○
12		653	R 6. 1.25	建設業関係業務履修講座	○	○
13		668	R 6. 8.27	建設環境部業務研修会	○	×
14		683	R 6. 9.18	テーマ別建設業実務研修会（第3回）	○	○
15		684	R 6.10.29	テーマ別建設業実務研修会（第4回）	○	○
16		685	R 6.11.18	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
17		693	R 6.12. 3	建設環境部業務研修会	○	○
18		694	R 7. 1.23	建設業関係業務履修講座	○	○
19	運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
20		595	R 3.10. 4	運輸交通部初心者向け研修会	○	○
21		599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	○
22		615	R 4. 8. 1	行政書士業務としてのドローンの将来性についての研修会	○	○
23		624	R 4.12. 1	自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証交付に係る事務の委託制度に関する研修会	○	○
24		634	R 5. 4.12	封印管理委員会指定研修会	×	○
25		641	R 5.10.16	運輸交通部初級業務研修会（第二部）	○	○
26		643	R 5.11. 2	出張封印取付作業に関する初級業務研修会	○	○
27		647	R 5.12. 4	自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会	○	○
28		661	R 6. 7.22	封印委託制度改正に関する説明会	○	○
29		666	R 6. 8. 5	一般貨物自動車運送事業の経営許可に関する研修会	○	○
30		669	R 6. 9. 2	愛知県行政書士会封印管理委員会指定研修会	○	○
31	国際部	689	R 6.12. 4	ドローンの申請業務に関する研修会	○	○
32		690	R 6.12.18	自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会	○	○
33		509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	○
34		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	○
35		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
36		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
37		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
38		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
39		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
40		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○
41		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○
42		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	○
43		611	R 4. 6. 9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	○	○
44		618	R 4. 9. 8	韓国の相続に関する研修会（私法部との合同開催）	○	○
45		625	R 4.12. 9	入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会（特定技能等）	○	○
46		664	R 6. 8. 1	初心者向け国際業務研修会	○	○
47		670	R 6. 9. 9	あいちスタートアップビザの申請に関する研修会	○	○
48	土地利用部	559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
49		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
50		609	R 4. 2.22	農地法第4条5条許可申請書の書き方及び建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	○
51		626	R 4.12.19	所有者不明土地法の改正等及び特定都市河川浸水被害対策法（雨水浸透阻害行為許可）に関する研修会	○	○

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
52	土地利用部	628	R 5. 1. 27	開発許可申請等に関する研修会	○	○
53		630	R 5. 2. 22	「農地法許可の申請代理の注意点」及び「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」に関する研修会	○	○
54		640	R 5.10.13	マンション管理計画認定制度に関する研修会（第二部のみ）（法人経営部と合同）	○	○
55		644	R 5.11. 6	都市計画法に関する研修会	○	○
56		649	R 5.12. 8	農地法（第3条、4条、5条許可等）に関する研修会	○	○
57		658	R 6. 3. 14	生産緑地制度及び不動産調査業務の基礎に関する研修会	○	○
58		665	R 6. 8. 2	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○	○
59		688	R 6.11.29	農地法・都市計画法に関する研修会	○	○
60		691	R 6.12.19	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会（実践編）	○	○
61		425	H24. 6. 28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
62	法人経営部	445	H24. 9. 24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
63		511	H27. 2. 12	医療法人の設立について	○	×
64		540	H30. 2. 27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
65		541	H30. 3. 16	オーファンワークスについての研修会～著作権業務の可能性～	○	○
66		564	R 2. 2. 10	HACCP研修会	○	×
67		584	R 3. 3. 23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○
68		585	R 3. 5. 18	改正食品衛生法研修会	○	○
69		590	R 3. 8. 27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○
70		605	R 4. 1. 28	著作権に関する研修会	○	○
71		617	R 4. 8. 30	薬機法に関する研修会	○	○
72	私法部	637	R 5. 7. 24	労働者協同組合法に関する研修会	○	○
73		662	R 6. 7. 29	補助金申請業務に係る基礎研修会	○	○
74		680	R 6.10.22	風営法の基礎及び風俗営業許可・届出申請に係る研修会	○	○
75		420	H24. 2. 25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
76		488	H26. 3. 17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
77		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
78		539	H30. 2. 22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○
79		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○
80		571	R 2. 8. 24	戸籍の見方に関する研修会	○	○
81		602	R 3.12. 7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	○
82	デジタル推進本部	608	R 4. 2. 16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員の み受講可	○	×
83		610	R 4. 3. 17	私法部初心者向け研修会	○	○
84		616	R 4. 8. 25	相続登記義務化に関する研修会	○	○
85		631	R 5. 3. 1	私法部初心者向け研修会	○	○
86		632	R 5. 3. 15	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○
87		633	R 5. 3. 31	私法部研修会	○	○
88		636	R 5. 5. 23	相続土地国庫帰属制度に関する研修会（土地利用部と合同）	○	○
89		648	R 5.12. 6	外国人及び海外邦人の相続・遺言についての研修会	○	○
90		654	R 6. 2. 28	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○
91		656	R 6. 3. 6	公証人による任意後見契約、死後委任契約についての研修会	○	○
92	旧） 企画情報部 ※	659	R 6. 3. 18	私法部初心者向け研修会	○	○
93		667	R 6. 8. 7	高齢者支援についての研修会	○	○
94		674	R 6.10. 2	民事信託に関する研修会①	○	○
95		676	R 6.10.11	民事信託に関する研修会②	○	○
96		677	R 6.10.17	民事信託に関する研修会③	○	○
97		672	R 6.10.15	行政書士として必要なセキュリティなどの知識に関する研修会	○	○
98		678	R 6.10.31	愛知県のDX推進の取組と電子申請・届出システムの基本的な 使い方に関する研修会	○	○
99		534	H29. 8. 28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係 図の書き方	○	○
100		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
101		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○
102		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【1回目】	○	○
103		580	R 3. 1. 27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【2回目】	○	○

※企画情報部につきましては令和3年4月1日施行の規則改正により統廃合されました。

●●● 初心者向け業務相談のお知らせ ●●●

これから業務を始める方等を対象とした業務相談についてお知らせいたします。

業務相談は、随時受付（要予約）いたしますので、ご希望の方は、愛知県行政書士会事務局まで「業務相談申込書」を FAX（052-932-3647）またはメール（mo-gyoumu@staff-aichikai-gyousei.net）送信のうえ、お問い合わせください。

- ・相談は愛知県行政書士会館で行います。
- ・申し込みをされた方には、該当する部会からお電話を入れ、日程を調整いたします。日中にご連絡がとれる電話番号でお申し込みください。
- ・業務相談の当日は、相談内容に関する資料をお持ちください。
- ・相談時間は1人1時間程度を予定していますので、ご了承ください。

建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談

- 内 容 建設業許可、経営審査事項等の建設業関係業務について
- 内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

運輸交通部 運輸交通関係業務相談

- 内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

国 際 部 国際関係業務相談

- 内 容 国際関係業務について

土地利用部 土地利用関係業務相談

- 内 容 開発許可申請、農地転用許可申請等について

法人経営部 法人経営関係業務相談

- 内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）について

私 法 部 私法関係業務相談

- 内 容 相続手続、遺言書起案、任意後見契約、契約書作成等について

愛知県行政書士会 御中

年 月 日

初心者向け業務相談申込書

次のとおり、業務相談に申し込みます。（該当する部に○印）

- ・ 建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談
- ・ 国 際 部 国際関係業務相談
- ・ 土地利用部 土地利用関係業務相談
- ・ 法人経営部 法人経営関係業務相談
- ・ 私 法 部 私法関係業務相談

支 部		会 員 番 号	
氏 名		電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書きください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647



碧海支部：内藤 祐滋会員

会報委員 鈴木 景子



今回は刈谷市で開業されている内藤祐滋会員の事務所を訪問させていただきました。

内藤会員は平成2年に行政書士登録をされ、今年で開業35年を迎えられます。地域社会に根差した長いご活動の中で培われた経験や信念について、事務所を開業された経緯から現在の業務、さらに今後の展望まで、幅広くお話を伺いました。

—まず、開業された背景を教えてください。

「大学卒業後、司法書士事務所や行政書士事務所で働いていました。その中で地域社会に直接貢献できる仕事に魅力を感じ、行政書士資格を取得しました。そして平成2年に登録し、独立開業しました。」

—地域社会への貢献を目指して歩まれてきたのですね。それでは現在の主力業務を教えてください。

「基本的には、どのようなご相談にもできる限り前向きに対応しています。特に多いのは、農地転用許可や開発許可、建設業許可、産業廃棄物処理業許可、自動車運送事業許可、風俗営業許可などです。長年の経験から、許認可業務全般でお客様のお役に立てよう努めています。」

—依頼者に真摯に向き合う姿勢が伝わってきます。

業務のやりがいや難しさについてはいかがでしょう。

「やはり許可が取れて依頼者様に報告できる時が一番うれしいですね。しかし実際は難しさを感じることも多いです。例えば農地転用許可のように、長期間にわたる案件では、計画段階から許可取得までの道のりが非常に複雑です。途中で業者からの問い合わせや苦情が寄せられることもあり、結果的に許可が下りずに悔しい思いをしたこともあります。」

—行政書士の責任の重さが伝わるお話です。日々の業務で特に気を付けていることはありますか。

「最近を押印廃止が進んでいますが、だからこそ、依頼者様との意思確認や事実確認を慎重に行う必要性を感じています。曖昧な表現や確証のないことは言わないよう心掛けています。『YES』と『NO』を明確に伝え、ケースバイケースの場合も曖昧な期待を持たせないことで、信頼関係を築いています。」

—依頼者との信頼関係を大切にされているのですね。

次に、今後の展望についてお聞かせください。

「これからも知識と経験を深めながら、地域の方々により良いサービスを提供していきたいです。また、信頼できる他士業の先生方との連携を通じて、複雑な案件にも対応できる体制を整えたいと思っています。依頼者様から『内藤さんに頼めば大丈夫』と思っていただけるような存在であり続けたいですね。」

—長年の経験からの力強いお言葉です。ところで、

お忙しい中でのリフレッシュ方法などはございますか？

「以前は土日に釣りに行くことが多かったのですが、最近は家でゆっくり過ごすことが増えました。しっかり体を休めることで、仕事に全力で向き合えるようにしています。」

—内藤先生のように長く活躍するためには、体調管理の大切さを改めて実感します。それでは、最後に若手の行政書士へのメッセージをお願いします。

「行政書士の仕事は、これからも需要があり続けると思います。まだ手付かずの分野も多く、困っている人たちが必ずいるはずですよ。例えば、企業の総務部が抱える問題などに、行政書士がどうアプローチできるかを考えることで、新たな依頼につながる可能性があります。若手の皆さんには、ぜひ積極的に挑戦し、新しい道を切り開いてほしいです。」

—とても勇気が出るお言葉ありがとうございます。

現在、碧海支部の監事を務められるほか、保護司としてもご活躍されている内藤先生。長年地域に寄り添い続けてこられた経験からのお話は、私たち若手にとっても大変貴重なものでした。お忙しい中、貴重なお時間を割いていただき、心より感謝申し上げます。内藤先生のますますのご活躍をお祈り申し上げます。

支部だより

岡崎支部

臨時総会

会報委員 伊東 毅

日 時 令和6年11月30日(土)

午前10時～10時30分

場 所 岡崎市竜美丘会館 501会議室

出席者 21名



次期支部長を選挙により選出するための岡崎支部の臨時総会が開催されました。

議長に指名された金岩正雄会員が議事を進行し、日下部浩二郎選挙管理委員長より今回の選挙の経過について報告がなされました。

その後、米村篤史候補者から本会と支部の現状についてと、今後の課題として①支部長後継者の育成②市民向け無料相談会等を通じた市民への社会貢献活動の推進③市及び関係機関との協力関係の益々の発展等に取り組むことが述べられました。

立候補者が1名であるため信任投票が行われました。投票の結果、米村候補者が次期支部長に再選されました。

選挙管理委員長より当選証書が授与されると、米村篤史次期支部長より、先程述べた課題を一つひとつ実現できるよう取り組んで行きたいとの挨拶がありました。

議長はすべての審議が終了したことを宣言し議事を閉じ、臨時総会は終了しました。

西尾支部

新春支部研修会及び新年会

会報委員 鈴木 謙一

日 時 令和7年1月23日(木)

午後4時～5時

場 所 西尾商工会議所 2階小ホール

講 師 税理士・行政書士 竹尾 将仁会員

テーマ 『ADR（裁判外紛争解決手続）について』

出席者 21名



新春恒例の西尾支部研修会を令和7年1月23日(木)に行いました。西尾支部会員でもあります、税理士・行政書士の竹尾将仁会員に『ADR（裁判外紛争解決手続）について』についてご講義いただきました。

ADRの制度趣旨・手続き・費用等とても分かりやすく丁寧にご講義いただきました。行政書士ADRセンター愛知では、4つの分野（外国人の職場教育環境、自転車事故、ペット、敷金返還の4つの分野の紛争）に限ってADR手続きが開催される事も恥ずかしながら初めて知ることができました。紛争に関する相談依頼があった場合、行政書士として対応できる部分もあり、制度の理解が必要であると実感しました。

研修会終了後は、別会場に移動し支部新年会を開催しました。乾杯後は、和やかな雰囲気の中、会員相互で情報交換をし、交流を深める事ができました。

今後も会員間で親交を深め、業務の研鑽に繋げる事ができればと思います。

昭和
支部

令和6年度第2回 企業法務研究会

会報委員 上田 恵美

日 時 令和6年11月21日(木)

午後3時30分～5時30分

場 所 天白スポーツセンター 1階第2会議室

講 師 松葉 豪会員(昭和支部)

テーマ 『自動車登録業務の実務：車庫証明、自動車登録、封印取付けについて』

出席者 18名(内、他支部参加2名)



令和6年度第2回企業法務研究会は、松葉豪会員が講師を務め、「自動車登録業務の実務」をテーマに開催されました。

行政書士の主力業務の一つである自動車関連業務について、車庫証明の取り方から自動車登録の方法、封印についてまで、初心者でも分かりやすく解説していただきました。

まずは“車庫証明業務”について、依頼はどこから来るのか、どこへ申請するのかなど一連の流れを細かく説明いただきました。この業務のポイントは地図を正確に読み、住居表示と地番と住所の違いを理解しておくこと。ネット地図ではヒットしないことも多く、地番は基本的にブルーマップで確認する。時には現地を確認に行く必要があるという事を教わりました。また、申請時の実務レベルでの注意事項など、とても参考になりました。

次に、“自動車登録業務”について、登録の種類やどこで申請するのかなどを説明していただきました。普通車のナンバー変更を伴う場合は、封印が必要となり、こういった行政書士が封印を行えるかも解説いただきました。自動車業務は多くの行政書士が行っているというイメージでしたが、実は丁種封印を行える行政書士は多くはなく、まだやり手が少ない現状があるとの事でした。これからチャレンジしてみたいと思っていた方にはチャンスがあると感じました。

今回、自動車登録業務について、改めて詳しく知ることができ、今まで取り扱った事なかった方でもこれからは行ってみようと思える研究会でした。

ちょっとひと息 「過料について」

Q 過料の対象となるのは、どのような場合ですか？

A <令和6年4月1日以降に不動産を相続で取得したことを知った場合>

不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をしない場合で、相続登記をしないことについて正当な理由がないときには、過料の対象となります。

加えて、遺産分割によって不動産を取得した場合には、遺産分割の日から3年以内に、その結果に基づく登記をしない場合で、その登記をしないことについて正当な理由がない場合に、過料の適用対象となります。

<令和6年4月1日以前に不動産を相続で取得したことを知った場合>

令和9年3月31日までに相続登記をしない場合で、相続登記をしないことについて正当な理由がない場合には過料の対象となります。

加えて、遺産分割によって不動産を取得した場合には、遺産分割の日から3年以内に、その結果に基づく登記をしない場合で、その登記をしないことについて正当な理由がない場合には、過料の適用対象となります。

※詳細については、「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（相続登記等の申請義務化関係）（通達）（令和5年9月12日付け法務省民二第927号通達）」記第2をご参照下さい。

出典：法務省HP「相続登記の申請義務化に関するQ&A」より

中央
支部

お祭り参加における 無料相談会開催

中央支部 佐藤 甫

『第35回千種区民まつり』

日 時 令和6年10月6日(日)

午前9時30分～午後3時

場 所 名古屋市千種区平和公園メタセコイア広場

『なごやかまつり・ひがし』

日 時 令和6年10月20日(日)

正午～午後4時

場 所 名古屋市東区 建中寺内



中央支部では行政書士制度広報活動の一環として地元のお祭りに出展し、無料相談会の開催をしています。

令和6年10月の広報月間には「第35回千種区民まつり」、「なごやかまつり・ひがし」に無料相談ブースを出展しました。

両区民まつりとも行政書士制度のPRキャラクター「ユキマサくん」が登場し、お祭りを盛り上げてくれました。

千種区民まつりでは、その様子が後日Yahoo!ニュースに取り上げられ、広報活動に大変役立ったのではないかと思います。

当日は、行政書士パンフレットとお子様向けにお菓子を配り、行政書士の活動を積極的に周知致しました。

相談件数は、千種区民まつりが5件、東区民まつりが10件でした。

相続・遺言書の相談が多く、市民の方々の身近な相談先のニーズを感じました。支部で選出している相談員の先生方が、相談者の相談に親身に乘っていただきました。

今後とも、区民まつり等地域の取組みに積極的に参加することで「身近な街の法律家である行政書士」を周知していきたいと思っています。

一宮
支部

行政書士フェア 無料相談会

会報委員 深川 範江

日 時 令和6年11月23日(祝)

午前10時～午後4時

場 所 イオンモール木曽川 1階



一宮支部では、恒例となっておりますイオンモール木曽川での「行政書士フェア（無料相談会）」を今年度もイオンモール株式会社様のご厚意により1階中央入口通路に特設ブースを設置させていただき、開催いたしました。

開催した11月23日(祝)は、イオンブラックフライデーということもあり多くのお客様が行きかう中、無料相談コーナーにて一宮支部会員が相談にいらっしゃったお客様に対して無料相談会をしました。

今年の相談件数は、13件でした。

内容としては、遺言・相続11件、その他2件で、やはり他の無料相談会と同様で遺言・相続で困っていて相談したいと思っている方が多くいらっしゃると思いました。

今年から新たに広報用のポケットティッシュを配布させてもらいました。支部会員のPRの声掛けをして行政書士の仕事や活動についてもPRすることができたのではないかと思います。

これからも多くの方に行政書士の活動を知っていただき、信頼される町の法律家を目指して広報活動を続けていきたいと思っています。そしてもっと知識を広め、頼れる行政書士を目指したいと改めて思いました。

名南
支部

令和6年度 研修旅行

名南支部 白谷 美典

日 時 令和6年11月24日(日)25日(月)

場 所 『福井県と辰口温泉』



11月24日から一泊二日の研修旅行が開催されました。参加者は22名、内3名が初参加の会員でした。

車内の後部がコの字型になるサロントップのバスで出発です。通常バスと比較してコミュニケーションがとりやすく、様々な会員と歓談し意見交換をすることができました。

山本篤支部長の挨拶に引き続き、初参加3名の自己紹介のあと、山崎義満会員による『未登記家屋と相続手続き』についての研修会が行われました。相続相談事例発表ということで失敗談も交えつつ、支部長の解説も相俟って、実務に即した事例をいくつか学ばせていただきました。ありがとうございました。

福井市内の『かくれ庵』でお蕎麦つき懐石膳の昼食をとり、バスは一路、福井市防災センター防災体験館へ。ここには防火・防災に関する展示や映像、体験設備があります。昭和23年の福井地震を体験できる教室型の設備や、屋外での地震体験ができる設備、風速20mの強風を体験できる設備などで、楽しみながら防災の知識を学ぶことができました。

その後、金沢の奥座敷と呼ばれる『辰口（たつのくち）温泉、料理旅館まつさき』へ到着。江戸時代創業の老舗旅館です。温泉で旅の疲れを癒す人だけでなく、「温泉といえば卓球！」とばかりに卓球勝負を楽しむ人もいて、皆が思い思いに満喫していました。

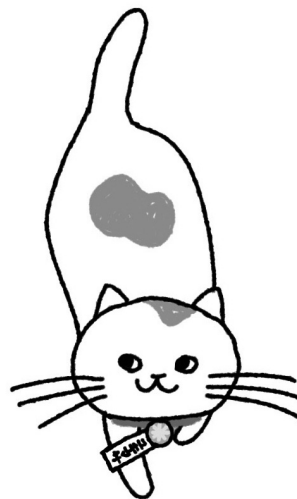
夕食の場では、めでたく卒寿を迎えられた鬼頭喜代志会員をお祝いし、海の幸・山の幸に恵まれた金

沢の旬の食材を活かした懐石料理に舌鼓を打ちました。カラオケ大会も始まり、盛り上がりは最高潮。食後は、再び卓球を楽しむ人たち、若手会員の部屋で支部長を囲んでの歓談を楽しむ人たちが夜遅くまで会員同士の交流が続きました。

二日目は、再び福井県へ。“福井市立郷土歴史博物館”と“一乗谷朝倉氏遺跡”を訪れました。一乗谷朝倉氏遺跡は、戦国時代に朝倉氏五代が約百年間にわたって越前の国を支配した城下町跡です。武家屋敷・寺院・町屋・職人屋敷や道路に至るまで町並がほぼ完全な姿で発掘されたことから「復元」ではなく「復原」という字が使われています。

昼食は「料亭旅館寿屋」で新鮮な山海の幸を伝統の越前料理で楽しんだ後、「日本海さかな街」へ向かいました。敦賀の水産業者を中心に70店舗あまりが軒を並べる、日本海側最大級の海鮮市場です。カニや魚介類、海産物などの特産品や越前若狭の土産物などの買い物を楽しんで、名古屋への帰路につきました。

二日間を通して活発な意見交換により会員同士の親睦もより一層深まり、とても有意義な研修旅行となりました。旅行幹事の山田光男会員にはスタートからゴールまで細やかなお心遣いをいただきましたこと、誠にありがとうございました。そして、支部長をはじめ参加されたすべての皆様に心より感謝申し上げます。





西尾張

第8回西尾張自由業 フォーラム開催

会報委員 深川 範江

日 時 令和6年11月27日(水)

午後6時～8時30分

場 所 CLASSIC HOTEL GARDEN クラシック
ホテルガーデン

参加者 18名(尾北支部5名・一宮支部13名)



令和6年11月27日(水)にクラシックホテルガーデンにて第8回西尾張自由業フォーラムが開催されました。

このフォーラムは、同じ西尾張地区で活動している各士業(弁護士・司法書士・社会保険労務士・不動産鑑定士・土地家屋調査士・弁理士・税理士・公認会計士・行政書士)との交流を深め、各士業が地域でどのような活動を行っているか、お互いの業務を理解して、より一層地域社会に貢献できるようにと企画をされています。

平成25年に第1回の西尾張自由業フォーラムが開催されてから毎年開催されていましたが、新型コロナウイルスの感染が拡大に伴い開催中止となっていました。

挨拶された尾北支部の高田大覚支部長・一宮支部の今井隆昌支部長から「今回は第8回の西尾張自由業フォーラムを行政書士会(尾北支部・一宮支部)が設営幹事として、久しぶりに開催することができ本当に嬉しい。」という言葉いただきました。

参加者が名刺交換をしてお互いの業務について話をする姿が会場中に見られ、とても盛り上がった会になりました。

最後に司法書士会の一宮支部の林昭夫支部長から今回の幹事である行政書士会へのお礼と次回司法書士会が設営幹事になりますのでよろしくお願い申し上げますと話されました。

これからも西尾張自由業フォーラムが続き、さらに西尾張の士業間の連携を密にし地域への貢献になるといいと思いました。



中央
支部

令和6年度建設環境 業務部会研修会

中央支部 武藤 佳子

日 時 令和6年11月29日(金)

午後6時～7時30分

場 所 愛知県行政書士会館

講 師 入山 康彦会員(中央支部)

テーマ 『建設業における健康保険・厚生年金保険・雇用保険について』

出席者 33名



中央支部建設環境業務部会の研修会は、社会保険労務士でもある中央支部の入山康彦会員が講師を務め、「建設業における健康保険・厚生年金保険・雇用保険について」をテーマに開催いたしました。

最初に、建設業における加入義務がある社会保険は、事業所の形態により加入すべき保険が異なること、保険の種類、適用性についてお話がありました。続いて、労働保険番号の見方について、「県コード」「所掌」「管轄」「基幹番号」には一定の決まりがあり、この知識があると保険内容の確認、書類の精査に役立つことから番号の見るべきポイント、二元適用事業があること等、詳しく教えていただきました。

後半は、「お客様から社会保険関係の書類をお預かりした際に、必要書類を選別できるように」という課題のもと、実際の申告書の写しや納入通知書から労働保険番号を精査し、保険の加入状況を判断したうえで、建設業許可申請の様式第七号の三を作成する演習が行われました。3社の実例書類をご準備いただけたことで、事業所ごとの保険内容の違いを理解でき、充実した演習となりました。

研修会後は、講師の入山会員を交えての懇親会が開催されました。更に演習を希望する積極的な声もあり、第二弾を期待したい有意義な研修会となりました。

昭和
支部

令和6年度 支部旅行

昭和支部 岩崎 えり子

日 時 令和6年11月30日(土)

場 所 『近江牛豪華昼食とラコリーナのバス旅行』

参加者 21名



昭和支部では昨年に引き続き支部旅行を実施し、滋賀県への日帰りバス旅行を開催しました。

当日は朝8時半に21名、誰一人集合場所に遅れることなく出発しました。

コース内容は、“多賀大社で参拝”をし、“八幡山ロープウェイ”に乗り、“村雲御所瑞龍寺門跡”に向かい参観しました。その後、近江牛専門店の“寛閑観”で昼食を取り、最後に“ラコリーナ近江八幡”でお買い物という充実した内容でした。

天気に恵まれ、11月末にも関わらず暖かく心地の良い気候でした。多賀大社では参道のお店で糸切餅をいただいたり、その後の八幡山の山頂にある村雲御所瑞龍寺門跡では、ロープウェイを降りた後に琵琶湖や紅葉を鑑賞しながら山野を散策して楽しみました。

散策でしっかりと体を動かした後は、寛閑観で近江牛のコース料理です。料理に舌鼓を打ちながら、楽しい時間を過ごし、会話も弾み、終始笑い声が絶えない大満足の昼食会でした。

最後の目的地ラコリーナ近江八幡はバームクーヘンで有名な“たねやクラブハリエ”のフラッグショップ店です。小走りで敷地内を回りながらお目当てのお土産を購入し、帰路につきました。

バスツアーを通して沢山の会員とお話することができ、楽しくリラックスすることのできた一日でした。

一宮
支部

令和6年度第2回法人 経営部会研修会

会報委員 深川 範江

日 時 令和6年12月12日(木)

午後6時～7時30分

場 所 一宮市民会館2階 中会議室

講 師 岡 孝司会員（一宮支部）

テーマ 『登録電気工事業者登録の実務』

出席者 7名（他支部1名含む）



一宮支部では、第2回法人経営部会の研修会として一宮支部の岡孝司副支部長を講師にお迎えして「登録電気工事業者登録の実務」というテーマで講義をしていただきました。

一般用電気工作物等又は一般用電気工作物等及び自家用電気工作物に係る電気工事業を営もうとするためには、経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受ける必要があります、登録をした人が「登録電気工事業者」になると話されました。

また、建設業法に基づく許可を受けた場合でも、「電気工事業」を営む時には都道府県知事又は経済産業大臣へ届出等の手続きが必要になります。

無登録でやっている方もみられ、この業務に携わるためには、登録を受けるべきかどうかをしっかりと理解する必要があるとも話されました。

新規登録申請に必要な書類に関しては実際に経験された事をもとに「主任電気工事等実務経験証明書」の記入する際の注意点等を説明していただきました。

登録が必要か届出が必要かフォーマットで説明もしていただきました。

具体的な事例をあげて話されとても分かりやすい研修でした。最後に今井隆昌支部長より「今日の研修内容のご依頼がきた場合、自分の取扱業務を広げていただければと思いますので是非チャレンジしてみてください。」と話がありました。

今回の研修を業務に生かしていきたいと思いました。

尾北支部

研 修 会

会報委員 山口 勝司

日 時 令和 6 年12月14日
午後 3 時30分～ 5 時15分
場 所 江南市民文化会館 2 階 美術工芸室
講 師 芳賀 宏之会員
(愛知県行政書士会法人経営担当常務理事)
テーマ 『新人もベテランも今だからこそ確認すべき業務受任の留意点と最近の動向』
参加者 31人



尾北支部では、愛知県行政書士会法人経営部担当常務理事である芳賀博之会員を講師としてお招きし、「新人もベテランも今だからこそ確認すべき業務受任の留意点と最近の動向」と題し、行政手続きの専門家である我々が、手続きの円滑な実施に寄与するという行政書士法の目的を実現するため、どのような事を心掛け、研鑽を積むべきかという事について講義していただきました。

まず、行政書士法諸条文の規定を理解したうえで受任し、申請書作成の際には概要や手引きを熟読し、安易に行政窓口で質問、相談することは避け、行政手続きの遅滞を招くようなことはしてはならないとご講義いただきました。

また、近年デジタル化が急速に進み、オンラインでの申請も多くなり、行政手続きの円滑化にはこのオンライン申請は有効であり、行政書士が率先して取り組んで行かなければならないともご説明がありました。

そのほか、犯罪移転収益防止法の報告義務などにも言及され、今後我々行政書士が更に社会から必要とされるよう大いに研鑽を積んでいく必要があると実感いたしました。

中央支部

令和6年度運輸交通 業務部会研修会

会報委員 猪子 和美

日 時 令和 6 年12月17日(火)
午後 6 時～ 7 時30分
場 所 愛知県行政書士会館 3 階会議室
講 師 勝野 真樹会員 (豊田支部)
テーマ 『自動車名義変更手続の実務と販売店視点での行政書士業務拡大へのヒント』
参加者 32名



中央支部の運輸交通業務部会研修会は豊田支部の勝野真樹会員をお招きして、行政書士が行う自動車関連手続業務に関しての内容で行われました。

前半は、勝野会員が行政書士になる以前から自動車関連の仕事をしていたときや、顧客から聞いた自動車業界から見た行政書士のイメージのお話から、どのような需要があるのか紐解いていき、成果に繋げていくという内容でした。実際に顧客が不便に思っていることや、複雑で面倒だと思っている事をまとめて、それを解決するために提案出来ることは何かを考えるという営業に直結する貴重なお話を聞くことが出来ました。

後半は遺産分割協議の際の自動車名義変更手続を中心とした内容で、名義変更であった事例として、遺産分割協議の自動車名義変更手続を丁寧に説明いただきました。資料も遺産分割協議書の見本の他、移転登録の際に必要な書類も添付資料として何を用意したら良いのかまで具体的に初心者でも分かりやすいようにまとめて下さりました。

終盤では、名義変更のレアケースのお話もしていただき質疑応答も交えて、終始和やかな研修会となりました。

名古屋
支部

12月・1月常設無料相談会

会報委員 宮本 隆

日 時 令和6年12月17日(火) 午後1時～4時
令和7年1月21日(火) 午後1時～4時
場 所 中村生涯学習センター
相談員 合計12名



名古屋支部では中村生涯学習センターにて毎月第三火曜日に常設無料相談会を開催しており、令和6年12月及び令和7年1月は、予定通り開催致しました。

12月は、一段と寒くなったことでご相談も足が向かないとも思われましたが5件と平月並みでした。1月は多めの8件となりました。我々行政書士へのニーズは多くあると実感しました。

相談会に来られた方は、地下鉄広告や広報などを見てお越しになった方が6割で継続的効果が出ております。一方で4割の方々はインターネットで見た、関係者から紹介されたなど件数は少ないですが、一定数いる状況となっております。

今回は、「相続手続きの流れを知りたい」から始まり、「相続人・財産の調査、遺産分割協議」、「不動産・株式の名義変更」、「生前贈与及び遺言等」、ほぼ相続に関する相談内容でした。また、ご相談にお越しになる方は、一生に一度、多くても二度経験する程度の出来事である為、街の法律家である行政書士が相続手続きの流れをご相談者のペースに合わせて丁寧に説明し、ご理解いただくことが大切だと思います。

最後に名古屋支部役員の方を中心に名古屋支部管轄の区役所、社会福祉協議会、警察署及び出入国在留管理局をはじめとする関係行政機関にカレンダーを持参しつつ年末のご挨拶まわりを行いました。

名古屋
支部

令和6年度研修旅行

会報委員 宮本 隆

日 時 令和6年12月7日(土)
場 所 伊勢神宮（内宮、外宮）など
参加者 21名



12月7日(土)名古屋駅西口に集合して「観光案内人による伊勢神宮の神話と歴史・文化の研修旅行」へと観光バスで出発しました。

<行程>

伊勢神宮（内宮、外宮）→昼食 →おかげ横丁
10：30～ 13：30～ 15：00～

今回の研修内容は、伊勢神宮を学び、三重県の特産品である松阪牛を堪能するものです。

“一生に一度はお伊勢さんと云われた昔々”に比べるとお参りに行きやすくなった伊勢神宮ですが、日本の神社の原点で、皇室の御先祖である日本人の総氏神「天照大御神」をお祀りしています。その歴史は神話につながるほど古く、約2000年の歴史があります。今回は、観光案内人が伊勢神宮の内宮と外宮の生い立ちから、意味が分からなければ素通りするような場所までガイドしていただきました。

昼食は、日本を代表する松阪牛の網焼きをいただきました。こだわりの松阪牛を1頭買いすることで味と香りを最大限に生かす炭火で焼き、程よく油が落ち、香ばしい「和牛香」を味わいました。ご馳走様でした。

最後に幹事の皆様色々ご準備ありがとうございました。学びの多い大変楽しい研修旅行でした。

名古屋支部の皆様、来年度の研修旅行は、是非一緒に参加しましょう。（昨年から2名参加者が増えました。）

昭和
支部

令和6年度 忘年会

会報委員 上田 恵美

日 時 令和6年12月7日(土)

場 所 ANAクラウンプラザホテル・グランコート
名古屋29階「中国料理 花梨」

参加者 41名



昭和支部では、今年も12月第1週土曜日に支部忘年会を開催しました。会場は、昨年好評だった同じ会場のANAクラウンプラザホテル・グランコート名古屋29階にある中国料理「花梨」で、今年も来賓は招待せず、支部会員のみ41名が参加しました。1階のホテルの入り口では昨年と同じ素敵なクリスマスツリーがお出迎えをしてくれ、見た瞬間に1年前

の楽しい思い出が昨日の事のように思い出されました。

29階に昇ると、窓からの景色はやはり圧巻で、綺麗な夜景が目の前に広がり、とても贅沢で優雅な気持ちになりました。

会場の座席は当日、くじ引きで決めました。そのため、隣どうしが『初めまして』と名刺交換をする様子がたくさん見られました。乾杯の後は、美味しい中華とお酒が入り、どのテーブルも大いに盛り上がっていました。途中からはグラスを手に持ち、他のテーブルに移動したり、会員間の交流が盛んに見られました。

毎年恒例になっている新入・転入会員の紹介では、7名の新入会員に前に並んでいただき自己紹介をしていただきました。皆様歓談中でしたが、しっかりと注目して、新入会員の話に耳を傾けていました。新入会員の挨拶は、話がとても上手で惹きこまれました。

2時間半の楽しい時間は、惜しまれながらお開きとなりました。今年は昨年以上の参加をいただき、会員の皆様とさらなる親睦を深める事が出来たと思います。忘年会は、支部会員間の交流を深める一番いい場だと改めて思いました。来年度は、一度も参加したことのない会員にも参加してもらいたいと思いました。

ちょっとひと息 「義務の対象範囲について」

Q 義務の対象となる不動産を教えてください。

A 相続により取得したことを知った不動産（土地・建物）が義務の対象です。
遺産分割が成立した場合や、亡くなった方から相続人に対して遺贈をした場合等も対象になります。

Q 亡くなった親が不動産を所有していたかもしれないのですが、よく分かりません。このような場合でも、相続登記をしなければならない義務があるのでしょうか？

A 相続登記の義務は、特定の不動産を相続で取得したことを「知った日」からスタートしますので、取得した不動産を具体的に知るまでは、相続登記の義務はありません。

Q 亡くなった親が所有していた不動産について、遺産分割の結果、私の兄が相続した不動産があります。兄は相続登記をしていないようですが、私にも相続登記の義務があるのでしょうか？

A 相続登記の義務は、不動産を相続で取得した方が対象ですので、あなたには相続登記の義務はありません。

出典：法務省HP「相続登記の申請義務化に関するQ&A」より

西北
支部

令和7年新年賀詞 交歓会

会報委員 佐橋 正也

日 時 令和7年1月11日(土)

正午～午後2時

場 所 御懷石志ら玉

出席者 40名



令和7年の一年の始まりを迎えた1月11日、西北支部では毎年恒例の新年賀詞交歓会を開催しました。

今年は開催場所を変更し、名古屋市北区の地下鉄上飯田駅より徒歩2分程の所にある“御懷石志ら玉”で行いました。

新しい年を迎えられた喜びとまだ少し残る午前中の日の光、冬の冷たい空気と白い息が混じって、大通りから一本入った場所にある江戸時代・明治時代の日本建築を利用されたお店の佇まいが別の世界に入り込んだような気分にさせてくれました。

定刻になり会場も賑やかさを見せて、筆頭副支部長・大石丈浩会員の開会の辞により賀詞交歓会がスタート。

ご来賓の愛知県行政書士会竹田勲会長、西北支部長櫻井謙至会員に新年のご挨拶賜りました。

乾杯は盃に注がれた日本酒で、石上敬也会員に乾杯の音頭をとっていただきました。

楽しいお話と鮮やかな彩りの献立たちが並ぶ中、木戸幸子会員、濱岡武三会員にお手伝いただき、行った鏡開きは見事な酒しぶきで会を盛り上げてくれました。

素敵な時間はあっという間に中締めのお時間となり、河村浩会員に中締めのご発声を頂戴し、副支部長内川近保会員の辞で名残惜しくもつつがなく賀詞交歓会が閉会しました。

新しい年の始まりに素晴らしい会に参加させていただけたこと、普段なかなかお会いできない方々との語らいに感謝して、また精進したいと思える機会となりました。

一宮
支部

令和6年度新年賀 詞交換会

会報委員 深川 範江

日 時 令和7年1月11日(土)

午後6時～8時

場 所 和食処 川喜 一宮店

参加者 23名



一宮支部では、令和6年度の支部新年賀詞交歓会を「和食処川喜一宮店」にて開催いたしました。

最初に今井隆昌支部長から「今年も健康に気を付けていただきたいと思います。また、今年も一宮支部に対しご協力をよろしくお願いいたします。」と挨拶をされました。

乾杯の音頭は相談役の内藤広子会員にいただきました。「皆さんの元気な顔を見てほっとしております。支部の活動で新しいことに取り組んでいることを嬉しく思います。」と話され乾杯の発声で賀詞交歓会が始まりました。

参加者には初めて参加された会員もみられベテランの会員との名刺交換や話をする姿や久しぶりに会った会員が笑顔で話している姿が会場のいたる所で見られ、とても楽しい会で会員同士の交流を深めることができました。

最後に中締めの挨拶は、渡邊訓保会員にいただきました盛会のうちに賀詞交歓会を終えることができました。

親睦担当の玉田和弘副支部長、とても有意義な楽しい賀詞交歓会を企画していただきありがとうございました。

尾張
支部

令和7年 新年会

会報委員 河津 真子

日 時 令和7年1月17日(金)

午後6時～8時

場 所 ホテルプラザ勝川

出席者 40名



尾張支部では昨年に引き続き、ホテルプラザ勝川で新年会を開催しました。今年も来賓は招待せず、支部会員のみ40名が参加しました。

会場の座席は、会員同志の交流が進むよう、今年も到着した会員から順にくじを引いて着席しました。

鈴木里佳支部長の年頭のご挨拶と乾杯の発声のもと、和やかな雰囲気でご会食がスタートし、各座席では美味しい食事とお酒を楽しみながら、普段あまり話す機会のない会員同士、仕事の話や趣味の話など、盛り上がっているようでした。

歓談タイムを楽しんだ後は、神戸研人会員の司会進行のもとビンゴ大会が開催されました。様々な豪華景品を前に、参加した会員のテンションは上がり、真剣なまなざしでビンゴカードを見つめていました。ビンゴになった方はさらにくじを引いて景品を受け取る方式で、金子靖子会員から当たった景品の紹介がされる度に各テーブルから歓声があがり、会員同士で楽しむ様子がみられました。

楽しい時間は本当にあっという間に過ぎてしまい、打田和彦会員の三本締めで惜しみながら宴もお開きとなりました。

今年の新年会も会員の皆様のお陰で本当に楽しいひと時となりました。今後も会員間で親交を深め、業務の研鑽につなげることができれば幸いです。

岡崎
支部

建設業許可（新規） についての研修会

会報委員 伊東 毅

日 時 令和7年1月22日(水)

午後2時～4時

場 所 竜美丘会館 501会議室

講 師 岡崎支部 米村 篤史会員

参加者 9名



今回は、岡崎支部の支部長である米村篤史会員による建設業許可申請業務の初心者を対象とした支部研修会です。

まず、建設業を営む事業主が「なぜ建設業許可を取得したいのか？」という動機の解説から始まり、一般建設業許可と特定建設業許可の違いや、許可業種の区分についての解説がありました。

建設事業者から許可について問い合わせの電話があった時や初回面談時に、取得したい業種、保有資格、業務経験、経営の経験など具体的に何を聞けば良いのかについて紹介があり、特に事業主の年齢を聞くことで、建設業での経験年数を計算して取得できそうな業種の数イメージする手法はとても参考になりました。

また、現在では常勤役員等と言われている経營業務の管理責任者等についての許可要件は特に重要ポイントであり、事業主の話を鵜呑みせずしっかりと要件を確認することが大切とのことでした。

さらに、どのような書類を入手すべきか、申請書類の記入上の注意点、証紙を購入するタイミングなど許可申請業務に役立つノウハウを紹介していただき、初心者に変に有意義な研修会となりました。

名南支部

「災害復興支援と行政書士」 研修会及び新年賀詞交歓会

名南支部 山崎 義満

日 時 令和 7 年 1 月 21 日(火)

研修会 午後 5 時 40 分～

賀詞交歓会 午後 6 時 40 分～

場 所 日本特殊陶業市民会館
「サンモリッツ」

参加者 支部会員 34 名、来賓 6 名



1 月 14 日が、本会の新年賀詞交歓会でしたが、翌週の 1 月 21 日は、名南支部の新年賀詞交歓会でした。まずは研修会で、野崎会員の「災害復興支援と行政書士」のテーマで行なっていただきました。昨年は、能登半島地震があり、阪神淡路大震災から 30 年

の節目の年でもあり、南海トラフ地震も懸念される中、過去の地震・災害の歴史の話を取り入れながら、災害の都度、法整備もされてきたことを知る内容でした。平時は、民間主体の物資・住宅などの供給が、災害対応の際には、国・地方自治体が中心になっていくこと、国・地方自治体にとっては、災害時の対応は不慣れなことなど、非常に聴きごたえのある内容でした。愛知県にも、いつか、くるかもしれない震災・災害時に、自分が行政書士として、できることはあるのかについても考えさせられました。

賀詞交歓会には、今年も、竹田勲会長をはじめ、名南支部の地元選出の議員の方々が、参加してくださいました。昨年は、南区役所でも、定期的に名南支部の相談会を行なえるようになったのですが、来賓の挨拶では、先の 1 月 15 日の南区役所名南支部相談会にお越しいただいた、横井利明名古屋市議員にご挨拶をいただきました。今年も、南区担当副支部長の元木広行会員の乾杯で、はじまりました。

今年も、ベテランの会員、入会間もない会員、他支部から名南支部に変わられた会員や、他支部に移動される会員など、多くの会員が参加していました。私も、他の会員に、最近された業務についてなどお聞きしたり、お世話になっている会員にお礼を伝えたりで、会場をまわりました。ひとたび災害が起これば、今日、お会いした会員とも、議員の方々とも協力して、非常時対応が出来ればと思いました。気がつけば、お開きの時間が近づき、鬼頭喜代志会員の締めめの挨拶を聞いて、会場を後にしました。

ちょっとひと息 「過料について」

Q 登記官は、どのような場合に申請の催告をするのでしょうか？

A 登記官は、相続人が不動産の取得を知った日がいつかを把握することは容易ではありませんので、次の(1)又は(2)を端緒として、義務に違反したと認められる者があることを職務上知ったときに限り、申請の催告を行うものとしています。

- (1) 相続人がある不動産について遺言の内容に基づく所有権移転登記の申請をしたが、その遺言書には別の不動産も登記申請した相続人に相続させる旨が記載されていたとき
- (2) 相続人がある不動産について遺産分割の結果に基づく相続登記の申請をしたが、その遺産分割協議書には別の不動産も登記申請した相続人が相続する旨の記載がされていたとき

出典：法務省HP「相続登記の申請義務化に関するQ & A」より

R e p o r t

— 事務局 —



■令和6年12月

2日(月)	竹田会長 日行連 日本税理士会連合会会長との意見交換会出席 令和6年度ADR事前説明会・調停担当者会議開催 苦情対応委員会開催
3日(火)	建設環境部業務研修会開催 ADR手続説明会開催 本多常務理事 名古屋市役所訪問 伊福副会長、芳賀常務理事 法人経営部関係各所カレンダー配付
4日(水)	新規登録受付 竹田会長 日行連 正副会長会、常任理事会出席 ドローンの申請業務に関する研修会開催 運輸交通部会開催 封印管理委員会開催 本多常務理事 弥富市農業委員会訪問
5日(木)	新規登録受付 竹田会長 日行連 常任理事会出席 竹田会長 日行連 行政書士制度に関する意見交換会出席
6日(金)	新規登録受付 災害復興支援員養成講座開催 内藤副会長、入山理事 名古屋自由業団体協議会第3回当番会・懇親会出席 佐藤常務理事 建設環境部関係各所カレンダー配付
9日(月)	行政書士業務（建設業分野）におけるDX化対応を考えようin愛知開催
10日(火)	本会常設無料相談会開催 正副会長会開催 会報1月号校正会議開催 伊福副会長、芳賀常務理事 愛知県暴力排除団体連絡会会議出席 蓬田常務理事、中山委員長 名古屋出入国在留管理局訪問
11日(水)	国際部業務相談会開催 伊福副会長、勝田常務理事 土地利用部関係各所カレンダー配付
12日(木)	部長会開催 第4回試験正副サブ責任者会議開催 中島理事 東京ITプログラミング&会計専門学校講師派遣
13日(金)	日行連法規監察部共催 行政書士法及び行政書士法施行規則についての研修会開催 日本自動車販売協会連合会との懇話会開催 監察委員会開催 岩崎常務理事、佐藤委員長 運輸交通部関係各所カレンダー配付 野崎常務理事 新事業推進本部関係各所カレンダー配付

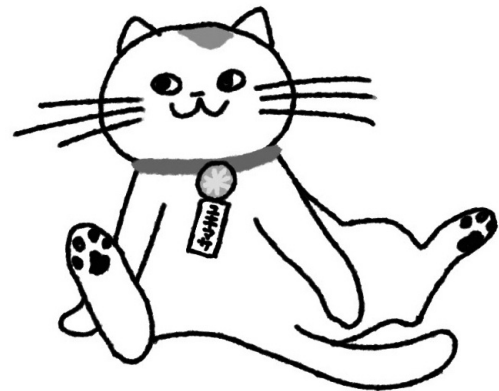
16日(月)	勝田常務理事 日行連 全国空き家対策担当者会議出席 内藤副会長 以下3名 中地協各单位会の第2回担当者会議出席
17日(火)	渡辺副会長 日行連 デジタル推進本部全体会議出席 ADR手続説明会開催
18日(水)	渡辺副会長 日行連 デジタル推進本部全体会議出席 自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会開催 建設環境部会開催
19日(木)	竹田会長 日行連 正副会長会、常任理事会出席 雨水浸透阻害行為許可に関する研修会開催 土地利用部会開催 私法部会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 早川副会長、芳賀常務理事 愛知県保健医療局医務課訪問
20日(金)	法務部会開催 渡辺副会長、蓬田常務理事 名古屋国際センター訪問
23日(月)	経営事項審査補助業務要員必須連絡会開催 広報部会開催
24日(火)	登録書交付式 特定行政書士委員会開催 建設環境部業務相談会開催 伊福副会長、勝田常務理事 一宮建設事務所訪問
25日(水)	松葉常務理事 日行連 改正行政書士法対応委員会出席 第3回災害復興支援に関する士業・ボランティア等の連携に関する勉強会・意見交換会開催 申請取次行政書士管理委員会開催
26日(木)	松葉常務理事 日行連 改正行政書士法対応委員会出席 岩崎常務理事 日行連 運輸交通部会出席 新事業推進本部会議開催 国際部業務相談会開催 私法部業務相談会開催
27日(金)	事務局仕事納め

■令和7年1月

6日(月)	事務局仕事始め 正副会長会開催 竹田会長、以下5名 県庁新年挨拶廻り
7日(火)	新規登録受付 本会常設無料相談会開催 ADR手続説明会開催開催

8日(水)	新規登録受付 竹田会長 日行連 日税連新年賀詞交歓会出席 法人経営部業務相談会開催
10日(金)	ADR紛争解決小委員会開催
11日(土)	杉浦（伸）理事 岡崎市災害ケースマネジメント シンポジウム出席 渡辺副会長、蓬田常務理事 第19回名古屋中国春節祭、祝賀会出席
14日(火)	令和7年新年賀詞交歓会開催 部長会開催
15日(水)	竹田会長 日行連 正副会長会、常任理事会出席
16日(木)	竹田会長 日行連 常任理事会出席 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律 相談開催
17日(金)	竹田会長、以下14名 日行連 令和7年新年賀詞 交歓会出席 災害復興支援員養成講座〔録画放映〕開催
20日(月)	正副会長会開催 法務部会開催 デジタル推進本部会議開催 勝田常務理事 中部地区土地政策推進連携協議会 講演会出席
21日(火)	登録証交付式 ADR手続説明会開催
22日(水)	私法部初心者研修会開催 行政書士記念日事業担当者会議開催 第1回役員推薦委員会正副委員長会開催 弁護士会との意見交換会開催
23日(木)	早川副会長 日行連 建設環境部門会議出席 建設業関係業務履修講座開催 運輸交通部会開催 封印管理委員会開催 建設環境部業務相談会開催 渡辺副会長、以下2名 愛知県警察本部訪問
24日(金)	理事会開催 部長会開催
26日(日)	野崎常務理事、以下3名 名古屋自由業団体協議 会第43回「生活お困りごと無料相談会」出席
27日(月)	日行連ADR推進本部令和6年度調停スキルに関 する研修会開催 ADR運営委員会開催
28日(火)	犯罪による収益の移転防止に関する法律に係る研 修会開催 建設環境部会開催 法人経営部会開催 申請取次行政書士管理委員会開催 早川副会長、佐藤常務理事 県都市総務課との意 見交換会出席 子安副会長、中村常務理事 愛知県企画課主催国 家戦略特区セミナー出席

29日(水)	国際部会開催 新事業推進本部会議開催 会報3月号編集会議開催 早川副会長、以下2名 第4回災害復興支援に関 する士業ボランティア等の連携に関する勉強会・ 意見交換会出席
30日(木)	子安副会長 日行連 ADR推進本部会議出席 テーマ別建設業実務研修会（第5回）開催 竹田会長、早川副会長 高浜市被災者相談業務の 実施に関する協定締結式出席
31日(金)	特定行政書士実務研修会開催



令和7年1月10日現在



会員の動向



個人会員数 3,392人
法人会員数 105法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第24193593号
会員番号 第7145号
入会年月日 令和6年12月1日
氏名 神田 有宏

事務所 行政書士神田事務所
愛西市善太新田町十割上40番地
電話番号 0567-32-1236 所属支部 海部



登録番号 第24193597号
会員番号 第7149号
入会年月日 令和6年12月1日
氏名 原口 昭彦

事務所 行政書士事務所エール
名古屋市中区太閤3丁目1番18号 名古屋KSビル6F
電話番号 090-1524-0534 所属支部 名古屋



登録番号 第24193594号
会員番号 第7146号
入会年月日 令和6年12月1日
氏名 佐々木 周

事務所 行政書士TNTパートナーズ総合法律事務所
名古屋市中区丸の内二丁目19番32号 パインツリー丸の内223
電話番号 052-990-2145 所属支部 中央



登録番号 第24193620号
会員番号 第7150号
入会年月日 令和6年12月1日
氏名 勅使河原 佳孝

事務所 勅使河原佳孝行政書士事務所
名古屋市昭和区台町2丁目11番地
電話番号 080-5105-2688 所属支部 昭和



登録番号 第24193595号
会員番号 第7147号
入会年月日 令和6年12月1日
氏名 岡本 和也

事務所 行政書士岡本和也事務所
豊橋市牛川通二丁目4番地10
電話番号 0532-73-2989 所属支部 東三



登録番号 第24193675号
会員番号 第7151号
入会年月日 令和6年12月1日
氏名 LIOU JYUAN WUN

事務所 行政書士法人パートナー
名古屋市中村区椿町15番10号 名駅三交ビル6階
電話番号 052-485-4678 所属支部 名古屋



登録番号 第24193596号
会員番号 第7148号
入会年月日 令和6年12月1日
氏名 矢部 圭介

事務所 やべ行政書士事務所
刈谷市新田町6丁目7番地15
電話番号 090-6612-7636 所属支部 碧海



登録番号 第24193676号
会員番号 第7152号
入会年月日 令和6年12月1日
氏名 長谷 知美

事務所 行政書士法人チェスター 名古屋事務所
名古屋市中区栄三丁目2番3号
電話番号 052-766-5024 所属支部 中央



登録番号 第24193687号
会員番号 第7153号
入会年月日 令和6年12月1日
氏名 北原 里恵

事務所 行政書士法人相続の窓口
名古屋市瑞穂区瑞穂通一丁目1番地15
電話番号 052-846-9077 所属支部 名南



登録番号 第25190063号
会員番号 第7160号
入会年月日 令和7年1月1日
氏名 辻本 駿佑

事務所 辻本駿佑行政書士事務所
名古屋市中区橋一丁目26番18号 D-フラット東別院2階
電話番号 052-331-0090 所属支部 中央



登録番号 第25190059号
会員番号 第7156号
入会年月日 令和7年1月1日
氏名 津田 亜希

事務所 津田亜希行政書士事務所
名古屋市瑞穂区瑞穂通2丁目45番地(シャトー瑞穂ヶ丘301号)
電話番号 090-1744-5324 所属支部 名南



登録番号 第25190064号
会員番号 第7161号
入会年月日 令和7年1月1日
氏名 三谷 慎介

事務所 行政書士三谷法務事務所
名古屋市天白区笹原町1804番地の5
電話番号 052-896-0501 所属支部 昭和



登録番号 第25190060号
会員番号 第7157号
入会年月日 令和7年1月1日
氏名 堀田 剛

事務所 行政書士ホッタ事務所
名古屋市中村区名駅三丁目20番20号 名駅錦ビル6階601号室
電話番号 052-212-5693 所属支部 名古屋



登録番号 第25190065号
会員番号 第7162号
入会年月日 令和7年1月1日
氏名 酒井 由美子

事務所 アルバ行政書士事務所
名古屋市中区栄四丁目12番26号 栄CDビル4階
電話番号 052-253-7918 所属支部 中央



登録番号 第25190061号
会員番号 第7158号
入会年月日 令和7年1月1日
氏名 奥野 竜二

事務所 行政書士 奥野竜二
豊橋市上野町字新上野3番地ライオンズマンション高師緑地第2 501
電話番号 070-1642-5963 所属支部 東三



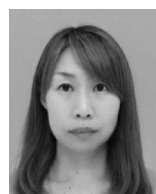
登録番号 第25190066号
会員番号 第7163号
入会年月日 令和7年1月1日
氏名 北河 亨奈

事務所 北河亨奈行政書士事務所
豊橋市前芝町字青木47番地の4
電話番号 090-8954-6204 所属支部 東三



登録番号 第25190062号
会員番号 第7159号
入会年月日 令和7年1月1日
氏名 稲垣 守之

事務所 稲垣行政書士事務所
瀬戸市美濃池町17番地の1
電話番号 0561-85-3579 所属支部 東名



登録番号 第25190067号
会員番号 第7164号
入会年月日 令和7年1月1日
氏名 藤村 亜紀

事務所 シーエム行政書士事務所
名古屋市中区新栄一丁目13番19号 KTIビル
電話番号 090-8735-8480 所属支部 中央



登録番号 第25190068号
 会員番号 第7165号
 入会年月日 令和7年1月1日
 氏名 加藤 愛望

事務所 加藤愛望行政書士事務所
 名古屋市熱田区三本松町17番5号 エステイタスAS-17 2階B号室
 電話番号 052-829-0908 所属支部 名南



登録番号 第25190073号
 会員番号 第7170号
 入会年月日 令和7年1月1日
 氏名 大村 康久

事務所 行政書士大村康久事務所
 東海市高横須賀町浜田14番地の1
 電話番号 0562-22-5899 所属支部 知多



登録番号 第25190069号
 会員番号 第7166号
 入会年月日 令和7年1月1日
 氏名 渋谷 佳央

事務所 しぶや行政書士事務所
 春日井市高蔵寺町北2丁目54番地レイクサイドマンションカサイ302号室
 電話番号 070-1689-2976 所属支部 尾張



登録番号 第25190074号
 会員番号 第7171号
 入会年月日 令和7年1月1日
 氏名 小林 拓也

事務所 行政書士法人ひびきグループ 千種・本山オフィス
 名古屋市千種区猫洞通四丁目27番地 ウェザーフィールド1階
 電話番号 052-890-5411 所属支部 中央



登録番号 第25190070号
 会員番号 第7167号
 入会年月日 令和7年1月1日
 氏名 佐分 宏光

事務所 佐分宏光行政書士事務所
 名古屋市千種区猫洞通4丁目26番地 アルヴィ猫洞203
 電話番号 090-8499-4594 所属支部 中央



登録番号 第25190075号
 会員番号 第7172号
 入会年月日 令和7年1月1日
 氏名 坪内 隆司

事務所 行政書士法人マッチポイント 名古屋事務所
 名古屋市千種区今池南4番5号 acer 5 E
 電話番号 090-3709-1354 所属支部 中央



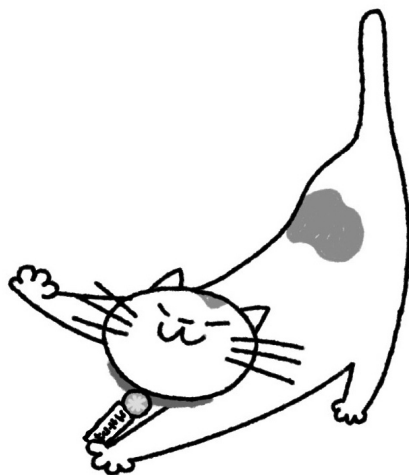
登録番号 第25190071号
 会員番号 第7168号
 入会年月日 令和7年1月1日
 氏名 濱本 知宏

事務所 濱本知宏行政書士事務所
 名古屋市名東区照が丘40番地
 電話番号 080-2659-3410 所属支部 中央



登録番号 第25190072号
 会員番号 第7169号
 入会年月日 令和7年1月1日
 氏名 川村 謙太郎

事務所 黄金通り行政書士事務所
 名古屋市中村区黄金通5丁目10番地(サンパーク黄金202号)
 電話番号 所属支部 名古屋



法人会員の變更案内

法人番号	第1704701号
会員番号	第H45号
法人の名称	行政書士法人中村事務所
従たる事務所の名称	行政書士法人中村事務所 豊川オフィス
従たる事務所所在地	豊川市中央通三丁目28番地 豊川稲荷ビル3階
従たる事務所電話番号	0533-83-9911
社員	青木 知佳
變更事由	従たる事務所の設置
従たる事務所の名称	行政書士法人中村事務所 小牧オフィス
従たる事務所所在地	小牧市堀の内3丁目14番地 堀の内ビル3階
従たる事務所電話番号	0568-76-2857
社員	島田 佳織
變更事由	社員の所属事務所
所属支部	名古屋

法人番号	第2103201号
会員番号	第H73号
法人の名称	行政書士法人心相続
従たる事務所の名称	行政書士法人心相続 名古屋行政書士事務所
従たる事務所所在地	名古屋市中村区椿町14番13号 ウエストポイント6F
使用人	松岡 英彦
變更事由	従たる事務所所在地、使用人の雇用
所属支部	名古屋

法人番号	第2211401号
会員番号	第H97号
法人の名称	行政書士法人相続の窓口
従たる事務所の名称	行政書士法人相続の窓口 春日井店
従たる事務所所在地	春日井市鳥居松町五丁目31番地 三原ビル8D
従たる事務所電話番号	0568-27-6664
社員	岡部 航太
變更事由	従たる事務所の設置
所属支部	名南

法人番号	第2415601号
会員番号	第H134号
法人の名称	行政書士法人A.C.M.S.
主たる事務所の名称	行政書士法人A.C.M.S. 本店
主たる事務所所在地	春日井市中新町2丁目1番地15
主たる事務所電話番号	0568-36-0916
變更事由	主たる事務所所在地、主たる事務所電話番号
所属支部	尾張

法人番号	第2308701号
会員番号	第H114号
法人の名称	行政書士法人花笑み
主たる事務所の名称	行政書士法人花笑み
主たる事務所所在地	豊田市浄水町伊保原429番地
主たる事務所電話番号	0565-47-5061
變更事由	主たる事務所所在地、主たる事務所電話番号
従たる事務所の名称	行政書士法人花笑み みよし店
従たる事務所所在地	みよし市三好町小坂1番地2 三好 グランドハイツ1階10-G号室
従たる事務所電話番号	0561-56-8670
社員	樹神 孝志
變更事由	従たる事務所の設置、従たる事務所廃止
所属支部	豊田

新規法人登録入会の紹介

法人番号	第2415501号
会員番号	第H133号
入会年月日	令和7年1月1日
法人の名称	行政書士法人STR
主たる事務所の名称	行政書士法人STR
主たる事務所	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 名古屋国際センタービル17F
主たる事務所電話番号	052-526-8858
所属支部	名古屋

法人番号	第2415601号
会員番号	第H134号
入会年月日	令和7年1月1日
法人の名称	行政書士法人A.C.M.S.
主たる事務所の名称	行政書士法人A.C.M.S.
主たる事務所	名古屋市中区松原三丁目7番15号 光葉ビル1階
主たる事務所電話番号	052-228-6187
所属支部	中央

法人退会(解散)のお知らせ

法人番号	第2315701号
会員番号	H118号
退会年月日	令和6年4月9日
法人の名称	行政書士法人am
所属支部	岡崎
法人番号	第1600402号
会員番号	H32号
退会年月日	令和6年9月1日
法人の名称	MMPC行政書士法人 名古屋オフィス
所属支部	中央
法人番号	第1700701号
会員番号	H37号
退会年月日	令和6年9月30日
法人の名称	行政書士法人クロヤナギ事務所
所属支部	岡崎

退会者のお知らせ

令和7年1月10日現在

支部	氏名	退会日
海部	山田 榮子	令和6年8月8日
東名	松山 哲也	令和6年11月12日
昭和	伊藤 裕一	令和6年11月30日
西北	森井 隆則	令和6年12月13日
東名	木場 まゆみ	令和6年12月15日
中央	後藤 猛	令和6年12月23日
尾北	大脇 涼太	令和6年12月27日
昭和	岡崎 智子	令和6年12月31日
名南	山田 昌一郎	令和6年12月31日
知多	三輪 誠一	令和6年12月31日
東名	金古 一夫	令和6年12月31日
東三	井上 雅祥	令和6年12月31日
東三	市川 礎	令和6年12月31日
東名	平本 隆二	令和7年1月8日

ご逝去会員のお知らせ

新城支部	野澤 秀元 会員	令和6年11月29日ご逝去 (享年69歳)
碧海支部	永井 収夫 会員	令和6年12月5日ご逝去 (享年80歳)
名古屋支部	久田 徹 会員	令和7年1月15日ご逝去 (享年71歳)
東名支部	神谷 守俊 会員	令和7年1月16日ご逝去 (享年73歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

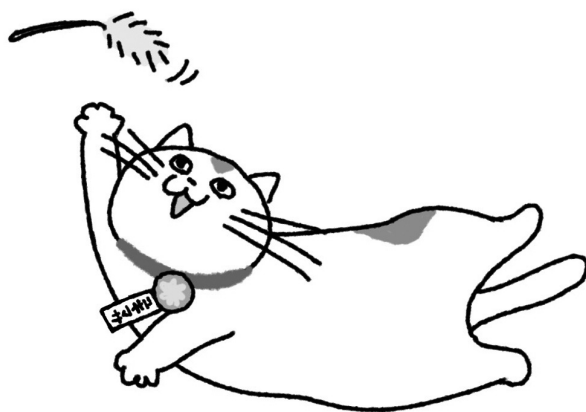
愛知県行政書士会
会長 竹田 勲

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	面岡 友美	名古屋市中区大井町1番24号 (ヴィークタワー名古屋東別院2404号)	460-0015	090-7619-7411	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	堀 勝己	名古屋市中区正木四丁目11番8号 レインボー第三金山101号	460-0024	090-7696-1722	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	堀勝己行政書士事務所				
中央	黒山 聖也	名古屋市中区千種区萱場二丁目15番7号-3	464-0086		事務所所在地
西北	小川 泰敬	名古屋市中区上名古屋一丁目11番13号	451-0025		事務所所在地
西北	清田 幸英				単位会変更(岐阜会へ)
西北	田口 歩	名古屋市中区花の木三丁目17番3号 ハナノキビル3階	451-0062	052-982-8646	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	中村 豊	名古屋市中区大曽根三丁目10番7号 リニアビル306号室	462-0825		単位会変更(三重会より)
	ゆたか行政書士事務所				
名古屋	大沼 勇人	名古屋市中村区椿町14番13号 ウエストポイント6F	453-0015		事務所所在地
名古屋	松岡 英彦	名古屋市中村区椿町14番13号 ウエストポイント6F	453-0015		事務所所在地
名古屋	小林 典正	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 名古屋国際センタービル17F	450-0001	052-526-8858	単位会変更(岐阜会より)
	行政書士法人STR				
昭和	滝沢 正人			052-888-4056	事務所電話番号
昭和	松本 真輝				単位会変更(広島会へ)
名南	多田 恵加			080-4525-0896	事務所電話番号
東名	佐藤 玲央磨	長久手市打越104番地 いっつ舎1号室	480-1152	0561-42-5752	事務所所在地、 事務所電話番号
尾張	島田 佳織	小牧市堀の内3丁目14番地 堀の内ビル3階	485-0046	0568-76-2857	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人中村事務所 小牧オフィス				
尾張	渡部 彰人	春日井市中新町2丁目1番地15	486-0956	0568-36-0916	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人A.C.M.S. 本店				
尾張	武藤 久美子			090-3934-3181	事務所電話番号
尾張	山本 健一	春日井市中新町2丁目1番地15	486-0956	0568-36-0916	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人A.C.M.S. 本店				
尾張	岡部 航太	春日井市鳥居松町五丁目31番地 三原ビル8D	486-0844	0568-27-6664	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人相続の窓口 春日井店				

会員の動向

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
海部	杉藤 大地	あま市木田池ノ島30番地 1	490-1222		事務所所在地
海部	仁井田 修	弥富市前ヶ平二丁目2052番地 7	498-0003	0567-31-9850	事務所所在地、 事務所電話番号
岡崎	畔柳 富雄				属性、事務所名称
	行政書士クロヤナギ事務所				
岡崎	杉崎 議一			0564-78-0336	事務所電話番号
豊田	井藤 真生	豊田市昭和町 4 丁目83番地 AFlat308	471-0078		事務所所在地
豊田	成田 哲也	豊田市三軒町一丁目24番地 1	471-0037	090-1864-7804	事務所所在地、 事務所電話番号
豊田	市井 信治	豊田市浄水町伊保原429番地	470-0343	0565-47-5061	事務所所在地、 事務所電話番号
豊田	樹神 孝志	みよし市根浦町 2 丁目 8 番地22	470-0217	090-2130-2883	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士事務所まごころ				
碧海	渡邊 歩	安城市姫小川町姫60番地	444-1161		事務所所在地
東三	中村 武彦	豊橋市小池町字原下15番地 1 豊西マンションⅡ103号室	441-8042		事務所所在地
東三	高瀬 和幸	豊川市御油町膳ノ棚47番地の 2	441-0211	0533-63-2322	事務所所在地、 事務所電話番号
東三	中村 翔太				事務所名称
	クォーツ行政書士事務所				





COSMOS通信 3月号

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

任意後見契約

1. はじめに

任意後見契約は読んで字のごとく「後見人を任意に選任し契約する制度」です。任意後見契約書は公正証書によって作成することが法律によって義務付けられています。

2. 法律の沿革

平成12年（2000年）に施行された改正民法により、措置（禁治産）から制度（後見）に移行し成年後見制度と介護保険制度が開始され、同時に「任意後見契約に関する法律」も施行（任意後見制度も開始）されました。

3. 制度の概要

任意後見制度とは、本人の判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ特定の法律行為を代理してもらう任意後見人（受任者）を選んでおく制度です。

任意後見受任者は本人の判断能力が不十分となったときには、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立をなし、任意後見監督人が選任されると任意後見人の業務が開始します。

4. メリット&デメリット

任意後見契約の最大のメリットは、本人自身で将来の任意後見人を選任しておくことができることです。

社会での認知度の高い法定後見制度では後見人等候補者を指名することは出来ませんが、最終的には家庭裁判所が後見人等を選任するため、本人（親族等）の希望する後見人等候補者の方が後見人等になれるとは限らないのです。

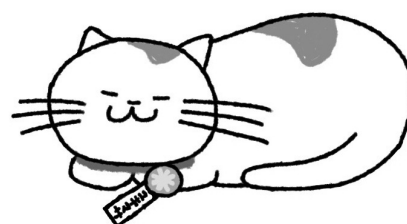
他方、デメリットは、上記の通り任意後見人には任意後見監督人の選任が法律で義務付けられているため、任意後見人の報酬（任意後見契約で無報酬とすることも可能）の他に任意後見監督人の報酬も本人の財産から支出されることがあげられます。

5. まとめ

現在の日本は超高齢社会といわれております。また、おひとりさま（おふたりさま）世帯や同性カップルなどの家族形態の多様化も進んでまいりました。

任意後見契約を活用することにより、現在大きな社会問題の一つである空き家問題等も、遺言や死因贈与契約等をセットで活用することにより防ぐことが出来るのではないかと考えます。

任意後見契約起案（支援）業務、遺言書起案（支援）業務、死因贈与契約起案・作成業務等は行政書士業務です。コスモスあいちは行政書士に出来る予防法務及び社会貢献業務の一環として、この任意後見制度の普及・促進に努めてまいります。



セミナー・相談会の開催及び活動報告

日時 令和6年11月27日(水) 午後1時～4時30分
場所 春日井市総合福祉センター
セミナー 講師 吉川副支部長
参加者 22名
相談会 相談員 丹羽友道会員 堀己喜男会員
西原公正会員
相談者 2名

日時 令和6年12月5日(木) 午後1時30分～4時30分
場所 ふれ愛サポートセンタースピカ相談室
(大府市)
相談会 相談員 小泉潤一郎会員 宮本隆会員
相談者 3名

日時 令和6年12月12日(木) 午後1時30分～4時
場所 小牧市役所新庁舎2階
相談会 相談員 丹羽友道会員 佐藤令会員
相談者 0名

日時 令和6年12月17日(火) 午後1時～4時
場所 北名古屋市役所東庁舎相談室
相談会 相談員 土井正人会員 坂川京子会員
相談者 2名

日時 令和7年1月9日(木) 午後1時30分～3時30分
場所 江南市役所西分庁舎
相談会 セミナー講師 清水良枝会員
相談員 石谷隆広会員 山野伊紀会員
相談者 1名

日時 令和7年1月9日(木) 午後1時30分～4時30分
場所 ふれ愛サポートセンタースピカ相談室
(大府市)
相談会 相談員 高柳孝吉会員 榊原俊明会員
相談者 2名

日時 令和7年1月20日(月) 午後1時～4時
場所 岩倉市役所市民相談室
相談会 相談員 池山正彦会員 宮良隆之会員
相談者 1名

セミナー・相談会の開催予定

日時 令和7年3月6日(木) 午後1時30分～4時30分
場所 ふれ愛サポートセンタースピカ相談室
(大府市)
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和7年3月13日(木) 午後1時～3時
場所 扶桑町総合福祉センター
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和7年3月18日(火) 午後1時～4時
場所 北名古屋市役所東庁舎
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和7年3月26日(水) 午後2時～4時
場所 レディヤンかすがい(愛知県春日井市)
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和7年4月3日(木) 午後1時30分～3時30分
場所 江南市役所西分庁舎
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和7年4月3日(木) 午後1時30分～4時30分
場所 ふれ愛サポートセンタースピカ相談室
(大府市)
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和7年4月10日(木) 午後1時30分～4時
場所 小牧市役所新庁舎2階
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和7年5月1日(木) 午後1時30分～4時30分
場所 ふれ愛サポートセンタースピカ相談室
(大府市)
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和7年5月12日(月) 午後1時～4時
場所 岩倉市役所市民相談室
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和7年5月21日(水) 午後1時～3時
場所 犬山市役所会議室
相談会 成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局
TEL 052-908-3022

あ と が き

行政書士としての新たな価値創造

2025年を迎え、社会はAIやデジタル化の急速な進展とともに、少子高齢化や地域格差など多くの課題に直面しています。このような状況の中、行政書士にはこれまで以上に柔軟で創造的な対応が求められています。単なる書類作成の枠を超え、地域や依頼者に寄り添い、新しい価値を提供することが重要です。また、行政書士業務をデジタル化に対応させるとともに、変化する法律や制度に迅速に適応しなければなりません。私たちの活動が地域社会の安心と信頼の基盤となるよう、本年も一人ひとりが責任感と情熱を持って取り組んでいきましょう。

広報部員 入山 康彦

《今月の表紙》 「尾張津島藤まつり」

「藤浪の里」と呼ばれた津島市の風情を伝える「尾張津島藤まつり」です。毎年4月中旬から下旬、天王川公園には全長275m、面積約5,000平方メートルもの藤棚が広がり、多くの人々を魅了しています。昼は風にそよぐ藤の花を、夜はライトアップされた幻想的な景観を楽しむことができ、水面に映る藤の花は、まるで絵画のような美しさを誇り、多くの方々を楽しませています。

天王川公園の藤棚は昭和53年から57年にかけて整備され、平成4年に増設され今の形になりました。その藤棚には、フジ系の白野田藤や九尺藤、ヤマフジ系の紫花美短など、多彩な品種が植えられています。フジ系のつるは右巻き、葉は無毛になるのが特徴ですが、一方、ヤマフジ系のつるは左巻きで、葉の裏に軟毛があります。このように、それぞれの特徴を知ることによって藤観賞がさらに楽しむことができます。

また、日本固有のフジは湿地を好み、強靱な根を持つため、水中でも根腐れしにくい特徴があります。この特性が天王川公園の疎水環境と見事に調和し、毎年美しい花を咲かせています。さらに、フジは古くから『古事記』や『万葉集』にもその名が記されており、平安時代には庭木として広く親しまれてきた、由緒ある花でもあります。

甘い香りとともに訪れる春の風景を、ぜひ体感してみてください。

写真提供：渡邊 繁様（津島市在住写真家）

文 章：津島市観光協会許諾済

会報329号 担当

広 報 部	担 当 副 会 長	内 藤 広 子
	部 長	野 崎 晃
	次 長	武 譲 二
	部 員	入 山 康 彦
会報委員会	部 員	貝 田 和 美
	委 員 長	長 峰 均
	副 委 員 長	石 原 遥
	本号担当委員	
	(表紙)	須 田 充
	(会員訪問記)	鈴 木 景 子

会報329号 令和7年3月1日発行

発行人 竹田 勲

編集人 野崎 晃

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL 〈052〉 931-4068 (代)

FAX 〈052〉 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

https://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

愛知県行政書士会 令和7年度第75期定時総会

日程 令和7年5月29日(木)

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

愛知県行政書士政治連盟 令和7年度定期大会

日程 令和7年5月29日(木) 定時総会終了後

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・ 自転車と自転車の衝突
 - ・ 自転車と歩行者との衝突
 - ・ 自転車が引き起こした物損事故
- *自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかかり事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- *職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- a) 運営主体：愛知県行政書士会(所管):
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - b) 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - c) 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - d) 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分